

第3回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和5年8月9日(水) 14 時～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換① (砂防法、都計法)	

1 開 会 (14時開始)

2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

- ・各法令に係る県の行政対応の事実関係等に関する意見交換①(砂防法、都計法)

3 議事の内容

○内藤総務局長

ただいまから、第3回逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会を開催します。本日の会議も長くなるかもしれませんが、よろしくお願いします。それでは早速議事に入ります。

前回、各法令の所管委員の皆様から、検証対象の法令に係る県の行政対応に関する事実関係等について御説明をいただきました。

その後で、今週月曜日までを期限として、各委員の皆さん、法令所管委員の皆様だけでなく全委員の皆様に書面により御質問や御意見をいただいたところであります。それをまとめたのが、別添の資料になります。本日はこれについて意見交換を行って、各法令の検証の肝の部分はどこなのか、論点はどこなかっていうところを明確化していきたいと思います。この作業は相当時間がかかるとお思いますので、本日は、砂防法と都市計画法について意見交換を行っていきたくと。その他の法令については、次回の第4回会議で意見交換を行うことといたします。

ではまず、砂防法から始めたいと思います。進め方は、別添資料を基に、まずこの御意見を提出していただいた委員の方からその趣旨を説明していただいて、それに法令所管委員が答えるという形で議論をしていきたいと思ひます。

それでは意見提出委員からの説明をお願いします。

○杉本砂防課長

ちょっとよろしいでしょうか。答えるのは当然自分が答えるんですけど、補助員じゃないですけど、砂防課の職員が、もう一人いるので、一緒に答えさせてもらいますがよろしいですか。

○内藤総務局長

いいですよ。はい。

○杉本砂防課長

あと、当然ながら今後このような形で、他の法令もやっていった時に、その場では答えられないっていうか、持ち帰らないと分からないものもあるので、あくまでも今日は質問、確認したい意図的なものも含めて伺って、その場で答えられるものは答えるし、答えられないものは持ち帰るっていう形で進めてよろしいですか。

○内藤総務局長

そうですね。次回の会議の時に、前回の質問に対する回答いただく時間を設けたいと思います。

○杉本砂防課長

はい。

○内藤総務局長

それじゃ、これは誰が確認しますか。

○清水総務局参事

意見出された方は、多分どれが自分の意見かというのは分かると思うので、項目ごとみたいな感じでいいですかね。(資料の項目の)1番から。

○内藤総務局長

そうですね、はい。

○清水総務局参事

では、1番の(土地改変行為の)概要の所について、最初に書いてあるのは私が出したもののなので、私から説明させていただきます。

まず、1ポツ目から4ポツ目のところで、これは確認事項ではなくて、法令所管課が作成した整理ペーパーが、検証委員会としての検証報告書のベースになると認識をしているので、最終的に検証報告書として仕上げる時に、こういう形にした方がいいのではと

思われたところを意見として入れさせていただいています。

まず一つ目ですが、砂防法につきましては、土地改変行為に対する対応という訳ではないものですから、砂防指定地の指定のあり方が、検証の内容になると思われるので、この項目については、土地改変行為の概要ではなく、逢初川流域における砂防指定地の概要のようなタイトルにして、逢初川流域の砂防指定地がどこにあるかとか、砂防指定地に設けられてる施設の概要等を記載するような形でいいのではと思いました。砂防指定地を図示するような形で、そういう内容でいいのかなと思ったので、2ポツ目と3ポツ目はやめて、4ポツ目を残すような形でいいのではないかと。再検証の対象との文言は入れなくてもいいのかなと思いましたので、そのように書きました。

この部分につきましては、以上です。

○内藤総務局長

いかがでしょう。

○杉本砂防課長

この表示の仕方については、当然ながら、いかようにも変更がきくと思ってますし、確かに砂防指定地の中の土地改変行為はないんで。今の段階というか。だから、その辺は変更は全然構いませんし、もっと言うと、ここのところで、例えば清水さんの方で砂防指定地の図面とかを載せるとか、そういうような内容のものを最終的にはこの1番のところに、入れ込んでいくようなイメージでどうだということですか。

○清水総務局参事

ええ、そうです。結局、報告書を見るのが、一般の人が見ることを思うと、初めて見る人が、ぱっと見て、これだけ見ると何となく概要が分かるような形にするのが、ふさわしいのかなと思うものですから。

○内藤総務局長

よろしいですか。そこは土地改変行為がないということで、そのタイトルを変えろということ、その記載も、そこはカットすると。代わりに砂防指定地の図面を挿入するという。じゃあそれをお願いします。

○杉本砂防課長

4ポツ目を残すということで、その4ポツ目が、砂防指定地に指定後、検証対象の区域で土地改変行為があったが、砂防指定地の区域変更はなかったということで、今回の再検証の対象ということで示してありますが、ここのところは今だと残すってということですか。

○清水総務局参事

それは書きぶりもまた考えるような形です。なので、残したいのは、その砂防指定地の区域の変更はしなかったという事実は残した方がいいかなという趣旨で書いたの。

○杉本砂防課長

もっと言うと①区域は、当然ながら砂防指定地にはなっていないということをどこかで付け加えた上で、4ポツ目が入ってくるのかなと思って。砂防指定地の概要というのは、堰堤の付近しかなかった、ということを当然書くし、で、今回の対象になっている①区域というところは、当然含まれてないというようなことも含めた内容も、というのはいいのか。

○清水総務局参事

①区域と言っても、多分、一般の人は分からないですよ。ただ上流域は砂防指定地じゃなくて、砂防指定地はそれよりも下の所の堰堤の所で、その上流は砂防指定地じゃないということを明らかにしないと、上流を追加指定しなかったって書けないので。でも確かにその書きぶりとかは検討ですね。

○杉本砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

検証対象区域と砂防指定地の関係というか。

○清水総務局参事

そうですね。砂防法には検証対象区域という概念があまりないのかなと思うので。検証対象区域というのは、何か土地改変行為された区域というイメージなので。

○片山廃棄物リサイクル課長

いろいろ書類を見て思ったんですが、言葉の定義というか、範囲みたいなのがもし定義できればいいかなと思ったんですが。例えば、源頭部という言葉が出てきますよね。それで赤井谷(あかいだに)って言葉が出てくるので、その範囲が、多分みんなそのイメージが違うと思うんです。そんなことがもしこんなのでと示すことができたらと。

○清水総務局参事

法令ごとの検証を記載する箇所よりも前の箇所にとということですか。

○廃棄物リサイクル課長

そうですね。

○内藤総務局長

図面を載せるか。

○片山廃棄物リサイクル課長

こういうのが行われる前で、一般的には赤井谷というのはこの辺りを言っているとか。それと源頭部と言ったときには、多分、代執行で取ったところがあるでしょうし、崩落したところもあるでしょうし、残ったところもあったりするので、何かその辺の整理ができるんだったら、そんなのがあったらいいのかなと思いました。

○杉本砂防課長

そうですね。うちで言ってる源頭部の考え方っていうのは、崩落した盛土のところのあの辺の部分だけのことをイメージしていて、その上にあるP部とかのところについては、特に源頭部という表現のイメージでは書いてないんです。発生源のメカニズムも。ですので、そういう形で言葉がどこを示してるのかというのは、確かに分かるようにしておいたほうがいいですね。

○内藤総務局長

じゃあそのエリアも図面で分かるような形で、一番最初の冒頭の所に載せるということですよ。以下の法律の前に。

○清水総務局参事

そうですね。砂防法ということではなくて、全体としてってことですよ。

○杉本砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

あと、極力同じところを指しているのであれば、同じ図面とか、表現とか統一するとか、その調整は後で、経営管理部の方でやるということで。

○清水総務局参事

そうですね。(図面等の掲載など word 上の)テクニカル的な部分は皆さんに助けてもらわないとちょっと無理だと思いますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

確認事項の中でも、この地域の場所はどこだと分かるかみたいなのもあるので。はい、ありがとうございます。

○内藤総務局長

それじゃあ 1 ページ 3 ポツ目っていうところは清水さんですか。

○大川井森林保全課長

これは僕が書いたんですけど、3ポツ目がなくなるんだったら。事実関係をちょっと確認しようかなと書いたんですけど、なくなるのであれば。

○杉本砂防課長

これ要するに、風致地区条例ということであると、これは基本的に市が所管するんですか。

○清水総務局参事

今はなき県の条例なんですね。元々は県の条例なんですよ。

○福田土地対策課長

元々はね。今は市が所管している。

○片山廃棄物リサイクル課長

もう市が所管しているんですよ。

○大川井森林保全課長

この当時も市だと。

○清水総務局参事

ええ。私はちょっと風致条例については、何が許可の対象なのかってのは、ちょっとよく分かっていないんですけど。

○杉本砂防課長

全体のところ、後から確認します。

○内藤総務局長

今のいいですか。熱海市所管ということでいいんですね。

○福田土地対策課長

そうですね、それは間違っていないです。

○内藤総務局長

はい。それはよしとして、2番目にいきます。これは私なんですけど、最初の1ページの治水上砂防とはというのは、2番の所に治水上砂防とはということで解説を書いていたのでございまして、それを読むと、土砂の生産を抑制し、流送土砂を扨止調節することによって災害を防止することが治水上砂防であると。この土砂には、今回みたいにその人為的に盛られたような盛土も含めていいんでしょうかっていうことです。もし、それも含

まれるとすると、検証対象区域が、この指定基準第2-6という、資料番号でいうと5番のところ、砂防指定地関連通達のところですが、砂防指定地指定要綱についての通知の第2の6、「開発が行われ又は予想される区域でその土地の形質を変更した場合、溪流等への土砂流出等により、治水上砂防に著しい影響を及ぼす恐れのある区域」というのが、指定の基準に合致してくるのではないかと思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○杉本砂防課長

土砂についての扱いなんですが、基本的にこの土砂というのは、人為的な土砂でなくて、自然由来の土砂という認識でおります。

○内藤総務局長

定義なんですね。

○杉本砂防課長

はい。一応それがどこに書いてあるかというところは、多分、今日皆さんに示してないんですが、この逐条砂防とか、この法律のそもそも論の、この一番最初のところの目的とか、そういう所に、そういうような内容が書いてあると思うので、その辺はまた次回提示させていただきますが、基本的には、もう一つあるうちの方で所管している土砂法(土砂災害防止法。以下同じ。)もそうなんですが、基本的には自然由来のものを対象、自然現象を対象とするもので、人工的なものは対象外ですというところがあります。

あと、指定基準の話ですが、この5番の砂防指定地指定要綱についてということで、望月課長(委員)からも指摘が以前ありましたように、ここの指定地要綱についての捉え方というのが、一つポイントとなります。

当然ながら、これは国の文書で出ている話ですので、国にも確認させていただいていますが、まず私どもが国に確認したときに、一つの言い方としては、前提条件があります。その前提条件というのは何かというと、まずこの第1項のところに、砂防法第2条の規定により、建設大臣が指定する土地、砂防指定地の指定基準と書いてあるように、ここの第2条の規定により、指定する土地のという、法第2条の文章になると、ちょうど6番に逐条砂防が載っていますが、そこの文章に書いてありますように、この砂防指定地というのはどういうところを指定しますかということ、砂防設備を要する土地又はこの法律により治水上砂防のため、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地は、と書いてあるように、法律上も、まずは治水上砂防的に合致する土地が砂防指定地になりますということがこの法律上でも謳われているので、それが大前提になります。という話を国からまず聞いております。

この第1に戻って、インデックスの5番のところに書いてあるその指定要綱についての第1の所の文章から、それがまず大前提にあった上で、この指定基準に該当すれば、指定していきなさいという話が国からの回答として来てます。

で、もう一つ、その治水上砂防的な意味合いで、第2項の指定基準の所にも、ここに

も書いてあるように砂防指定地の指定は、土砂等の生産、流送もしくは堆積により、溪流河川もしくはその流域に著しい被害を及ぼす区域でということを書いてるんですが、ここはまさしく治水上砂防的な意味合いを持っている文章になっているので、あくまでもこういうような、まずこの指定基準の各要綱に該当する以前の大前提として、治水上砂防的などところかどうかということが一つまず判断基準になるというのは、ここで謳われていると、国への確認をした上でも、その辺は言えるのかなと思っています。

○内藤総務局長

その第2の6で言っているのは、その開発をやることによって何らかのその土砂が出てきちゃうような状況になる、それが治水上砂防に影響を及ぼすということを言っているのであって、盛土をするということ自体は、対象にならないということですか。

○杉本砂防課長

そうじゃなくてですね、元々そこにある溪流が、治水上砂防的に、流れてくる土砂とかがいっぱいあるような溪流の中で、そういうような開発行為がされるといことが見込まれるということであれば、指定しなさいということですよ。

今回で例えると、逢初川という溪流がありますと。その逢初川という溪流で考えた時に、その治水上砂防的にすごい土砂がいっぱい流れている溪流であって、そういう流れてくる溪流の上流部で開発行為がされれば、そこは指定しなさいと。

○内藤総務局長

では、元々そういう土砂が流れてこないような所だから、その上流部でいくら開発がされようが、それは対象外であるということですか。元々土砂が流れてくるような状況じゃなかったのだから、あの逢初川については、

○杉本砂防課長

著しい土砂というかね。

○内藤総務局長

そういうのがないから、その上流部でいくら開発がされようともそれはこの基準の対象外であるということ。

○杉本砂防課長

そう。

○内藤総務局長

あの法律でまた次回の時に、示していただきたいと思います。

○杉本砂防課長

ちょっと余談になるかもしれませんが、国がもう一つ言っていたのは、開発を目的に、開発を抑制するために、砂防指定地をかけたと事例がここ 10 年くらいではないですという話でしたということ、あくまでもそういう全国的な事例でも、開発を抑制するための指定は率先してというとおかしいですが、やっていたという事例はあまりないですということは、国に確認しております。

○清水総務局参事

ちなみにここ 10 年はなかったということは、ここ 20 年ではあったということですか。

○杉本砂防課長

要するに、まああるかもしれないけど、文書の保存期間というのが 10 年なんです。

○清水総務局参事

残ってる書類を見る限りはそういう事例はないですよということですか。

○福田土地対策課長

別に法の趣旨に沿わないとかそういうことではないと。

○杉本砂防課長

だけど、そもそも論、開発を規制するがための法律じゃないですよというような言い方も、国の人担当レベルで言っているんです。だから、先ほど言ったようにその土砂の流出というのは、自然現象を対象とした土砂の流出を対象にしている法律なので、その捉え方が、何でもかんでも土砂が出てくれば、「はい砂防が全部やりなさい」という訳じゃないというところがあるみたいです。

○内藤総務局長

いずれにしても、土砂というのは人工的なものではないということですね。ここでやってるところは。

○杉本砂防課長

はい。

○内藤総務局長

それが分かるものを、お願いします。また次回で結構ですので。

○杉本砂防課長

で、砂防法も森林法もそうでしょうが、明治 30 年だったかにできた法律ですので、さらに古い法律になるので、その当時、どれだけ開発行為とか盛土とかが話題になったか

というと、なかなかその時代背景的にも、そういう法律ができた時の社会情勢からすると、本当に山肌の荒廃を主として考えた法律ということで、このような開発行為に伴う、その土砂の流出というのはあまり考えてないのかなと思います。

○内藤総務局長

少なくとも法律上はそういうことなんですね。開発行為に伴う流出を想定していない。

○杉本砂防課長

開発が見込まれるということが、そういうことを受けて、砂防指定地をすぐに指定しなさいという訳じゃないということ。

○望月盛土対策課長

例えば、静岡はそういう考え方かもしれないですが、都市部とか、よく山の上で開発してたところがあるじゃないですか、そういうところというのはどういう考え方なんですかね。面指定しているやつと、標柱指定、線指定。例えば、神戸の六甲山なんかは、開発しているじゃないですか。山の上は。多分砂防法が掛かっていると思うんですけど。その場合に、昔で言うと、開発を抑制するために、指定をしているのか、それとも、単純に治水上砂防だけのために全て指定をしていないのか、他の都道府県の状況なのでよく分からないんですけど。静岡県は静岡県の考え方とか、国はそれを主張しているかもしれないんですけど、それが全てオールジャパンの考え方なのか。

○杉本砂防課長

自分たちが今回災害を受けて色々国とのやりとりをした中での自分の感想で言うと、オールジャパンという感じがします。さっき言った六甲山については、六甲山も、それこそ明治の時代に禿げ山になって、そういう所の土砂の流出を防ぐためにあそこも山全体を面指定にしていったっていうのは、元々の背景がある地域ですので、どちらかという、静岡の多くと同じ状況があったのかなって思っています。

○松村砂防課傾斜地保全班長

私が聞き及んでる範囲だと、明治時代に砂防指定をやって、当時、結構古い指定のものですと、字単位で方面指定、安倍川の奥の方をしているんですが、それはいわゆる燃料、資源を薪に頼ってるような時代で、一般の方がどんどん山で薪を使うために木を伐採するとか、そうなってくると、山肌が現れて、崩壊が助長する。いわゆるそこで、治水上砂防ということで、表層の崩壊であるとか、あるいは流出する土砂が発生するということで、そういう意味での行為制限、火入れの禁止とか、伐採の禁止とか、そういったものから指定地の行為を制限をしていくというような明治期の砂防指定の指定地内の行為の規制はそのころから始まった。いわゆる砂防事業というのは、そういった山肌が荒廃してくるものに対して砂防法を制定して、土砂流出を防止するところから始まっているというようには聞いておりますが。

○片山廃棄物リサイクル課長

誰か質問していませんでしたか。字単位でなんととか、村単位でとか。

○杉本砂防課長

今、御指摘いただいている砂防指定地指定要綱の第1項の6については、他の方も何か指摘を、ここについては、指摘というか確認事項で確か出ていたと思いますが、一つのやっぱり今回のポイントかなとは思いますが。

○清水総務局参事

一般の人がこれを読むと開発も規制できるように見えると思うので。

○杉本砂防課長

見えますね。

○清水総務局参事

なので、どういうものが対象で、どういうものが対象じゃないのかということ、きちっと分かりやすく示すことができればと。それができないと多分ずっと(理解ではないと思うので)。

○望月盛土対策課長

これ、かなり昔からの法律なので、その当時、戦後の高度成長期の時って、もしかしたら砂防区域の右側のところの開発が結構ある可能性がある。なので、この要綱で言う6番というのを作ったのかもしれない。でも、そんなのは現実にはほぼないから、運用としてはやっていないかもしれない。要綱なんて全て網羅するように作るかな。

○内藤総務局長

今の砂防課さんの仰った薪を多く切り出すというか、薪を伐採してしまってというのも、それによって山肌が露出してしまっているのも何か人為的なもののような感じがするんです。それは今の時代で言うと、そういう宅地の開発とか、盛土みたいなものも人為的な行為であって、それによって土砂が出てくるのであれば、何かこう該当するのではないかって、思ってしまうんですが。この指定基準がですね。

○杉本砂防課長

この要綱を見ても分かるように、平成元年にできているんです。バブル絶頂期のところで、結構ゴルフ場の開発とか、いろんなものがされている時期だったので、あえてこういうのを追加したということも時代背景的に、この要綱を作った時の背景的なものからでいうと、あったのかなと思っています。

○内藤総務局長

ここはちょっと法規の方にも見てもらいます。

○杉本砂防課長

さっき、望月課長が言った質問の中で、国の関係で何か確認したように、もし国の方に確認する内容があれば。

○望月盛土対策課長

国が主張するのに、開発云々については、関係ないではないけど、要綱を見る限り、どう見たって開発を抑制するような見方になってしまうんだけど、その前段があるという話だったので、それもう少し、補足的な見方というか、解説書みたいなものがあった方がいいのかもしれない。いろいろな法律と同じような法律があって、何でじゃあ砂防なのと言う話、多分そういう話になると思うので。ゴルフ場は抑制できる法律というのは他にもあると思うんです。上にゴルフ場作る可能性があるから砂防法で止めましょうというのは、ちょっとナンセンスな話だと思うので。いきなり開発というので、じゃあ砂防ですというのもなんか変な話だしね。

○杉本砂防課長

森林もそうなんですが、当然うちの方にも基準があって、基準に合致すれば、もう許可しなくちゃいけない。だから適正な申請が出てくれば、当然ながら、開発行為ができるので、指定したから、イコールもう開発ができなくなるというわけじゃないんです。

○望月盛土対策課長

ないよね。当時風致地区条例もあったんだよね。そこでなぜ止められなかったのかと。それは許可出してというようなことやってたんだよ、当時。

○内藤総務局長

このところはポイントの一つになるかもしれないなということで、次の方に進んでいきたいと思います。

○清水総務局参事

この項目は、基本的にはこうした方が分かりやすくなるんじゃないか、ということを書いてものがほとんどなので、ざらっと言いますと、まず、この2番の項目も先ほどの1番の項目と同じで、砂防法については土地改変行為に対して、というわけではないので、砂防指定地の制度の概要とか、そんなタイトルにはどうかということと、あと1ポツ目のところは、治水上砂防は、難しい言葉なのでいろいろ解説入れてくださっているんですが、これ以外にも例えば扞止調整とか、難しい言葉については、解説があった方がいいかなということを書かせていただきました。2ポツ目のところは(砂防指定地の指定)手続きが①から④という形で記載をしていただいているんですが、間に表が入っ

ていたりとかして見にくいので、手続きのところは表にしてまとめた方が見やすいのかなということです。

指定基準とか指定方法とかについては、(指定手続きの)その下の方に持ってきた方が分かりやすいかなと思ったものです、こういう形としてはどうかというところを、意見として入れさせていただきました。

あと3ポツ目も知事の許可が必要となる、また、手続き上の不備があった場合に対する行政指導や監督処分違反者に対する罰則を科すことができるという、この書きぶりが、ちょっと分かりにくいと思ったもので「許可違反には、〇〇などの監督処分の対象となるとともに、違反者に対する罰則規定も設けられている」という感じの流れの文章の方が分かりやすいのかなと思ったので、意見を書かせていただきました。

あと、全般として、制度概要という意味でなんですが、県内にどれぐらい砂防指定地があるのか自分承知してないんですが、県内に砂防指定地というのはどれぐらいの数があって、面指定、標柱指定、線指定というその指定の累計で、それぞれいくつぐらいあるかというのが分かれば、なんとなくその制度としてイメージが湧くかと思うので、そういうものがあれば、入れた方がいいのかなと思ったので、入れさせていただきました。

あと、全般部分の残りの三つのポツについては、確認できたらというところで、(砂防法)2条の逐条をいただいているんですが、1条と4条の逐条についても読んでみたいと思ったので、もし可能であればいただけたらと。

この1条と4条の中に、先ほどから出てきている治水上砂防という言葉が入っているので、逐条の1条の中にそのあたりに何か書いてあったりするのかなと思って。

○杉本砂防課長

書いてありますので、はい。

○清水総務局参事

あとはこの自然現象が対象というのは、先ほど委員長が言ったのと同じです。この最後のポツも、先程の委員長の質問と同じですが、基準の中に土地の形質変更という言葉があるんですが、この形質変更というのは具体的にどういう行為のことを指すのかということが分かればと思ったもので、教えていただきたいと思います。以上です。

○杉本砂防課長

今いただいた意見というのは、この場でお答えしてOKならそのままでいい分もあるし、どっちかと言うと付け加える、今回出した資料にもう少し肉付けをすればいいとかいろいろそういう御意見をいただいていると思うんですが、今の段階ですと、この書類の作り方というか、資料の作り方の中で見やすいというような視点から言うと、今清水さんが言ってくれたその3ページ目の最後のような、そういうような作り替えというのは、当然ながら、そちらの方が見やすいのであれば、そうさせていただきたいなと思います。

○清水総務局参事

はい。

○杉本砂防課長

4 ページ目の3 ポツ目というところの、これはどちらかという条例の文章をそのまま書いてるようなところもあるのですが。

○清水総務局参事

条例ですか。

○杉本砂防課長

管理条例。

○清水総務局参事

砂防指定地管理条例ですか。

○杉本砂防課長

(砂防指定地管理条例とかの)文章をそのまま書いて、確かにこれ読むとちょっと分かりづらいというところで、3 ポツ目のこういう記載があるのかなと思うんですが。

○清水総務局参事

ちょっと意味が取りにくいと思ったので。

○杉本砂防課長

要するに、今言いたかったのは、条文とか、法令とか、そういう文章をそのまま引用してるところはそのまま書かないと、何か間違っことを伝えることになる恐れがあるので、分かりやすい表現にした時に、本当に法令と言っていることとずれてしまうのが嫌だなどというところもあって、ここら辺は皆さん他の法令も全部そうだと思うんですが、考え方を、表現の仕方というか、表記の仕方は、統一感を持ってやった方がいいかなと。

○清水総務局参事

この砂防指定地管理条例見ていなかったの、自分でもう1回確認してみます。

○杉本砂防課長

ただうちの方もこういう意見について、もし、もう少し当然ながら、パンフレットとか、チラシとかもいろいろ作ってるので、そういう文章の中で噛み砕いたような言い方があるのであれば、そういうことも考慮した表現にまた考えさせてもらいます。

あと、砂防指定地の県内のこれというのは、今回の逢初川の検証委員会、再検証という中で、県内全域の指定の箇所数とか、そういうのが必要になってくるんですか。

○清水総務局参事

逢初川に必要ということではなくて、あくまでも制度の中身としてという意味です。逢初川の検証に全体の数が必要ということではなくて、一般の人がこの砂防指定地の指定という制度を見た時に、こんなにあって、いくつかの指定のパターンがあるけど、県内ではこの類型はこれだけあるんだという、そういう割合なんだということが、本当に一般的な内容として、知りたいというのがあったので。

○杉本砂防課長

だから、再検証の作る文章の中に入れる内容として、適しているのかなというところ。知りたいという気持ちは分かるんだけど、それだったならばホームページで、例えばそういう意見があったので、ホームページ上でこれからは県民の皆さんに分かるように、そこに表示しますというようなやり方もあると思うんですけど、ここであげなくてはいけない内容なのかなと。どうなのかなとなってくると、要するに、このあと森林もそうでしょうけど、保安林のね、じゃあどのくらいあるのというのと、全く同じなんですよ。

○清水総務局参事

でも保安林は検証の対象になっていないですよ。林地開発許可の件数だったらあれですけど。なので、標柱指定が至極一般的な行為だということの方が分かればいいと思ったので。県内では面指定が90で、標柱指定が10しかないと言ったら、標柱指定というのは何か特別な感じがしますが、面指定30、標柱指定30、線指定30ぐらいで、どれも取りうるというような状況があるのであれば、逢初川が標柱指定だったとして、それが問題かという(県内における指定の状況を踏まえれば)そんな問題ではないというふうにも捉えられるのかなと思ったものですから。

○杉本砂防課長

その時に、箇所数でいくのか、面積でいくのかっていうのもあるんだよね。

○清水総務局参事

箇所数でいいんじゃないですかね。パターンごとの。累計で指定されてる箇所がいくつあるということを示せばいいのかなと。逢初川も1箇所ということでもいいんですよ。

○杉本砂防課長

要するに指定基準が、例えば、明治30年に法律が出来て、それ以降でやるのか、あるいはこの指定基準が明文化された平成元年以降でやるのか、いろいろその時期によって変わってくる可能性があるんですけど。今どらかという静岡県内全体でということ言うと、明治30年以降という。

○清水総務局参事

平成元年以前とそれ以降という頭がなかったもんですから、全数と言ったのですが、

逆に言うと逢初川を指定したのはいつでしたか。

○杉本砂防課長

平成10年です。

○清水総務局参事

平成元年以降ですね。であれば、この基準に基づいて指定してるということになるので、この基準に則った指定の状況を見たほうがいいのではないかと。

○杉本砂防課長

自分もそっちの方がいいと思う。

○内藤総務局長

この基準ができて以降の逢初川の指定になってくるので、それに則って今までずっと、今もこういう基準が生きてるんですから、そういう形の整理の方が合ってるかなと。分かりました。いいですか。とりあえず1ポツ目から3ポツ目というところは、もう一度見直していただいて、必要な修正していただくと。で、全般と書いてあるところは今の指定地の総数みたいな話も含めて、ここに入れるか入れないかというのはちょっと置いといて、まずは次回、資料を出していただくようにお願いします。

○杉本砂防課長

全般についての資料は出させてもらいます。

○内藤総務局長

じゃあ次行っていいですか。2ページ。

○大川井森林保全課長

はい。これは私が書いたのですが、これは先ほどから議論されてることと、砂防の指定基準の開発が行われ云々という文章です。前回、この話をした時に、管理された植林地帯であることから、そもそも条件に合致しないので、該当しないという御説明、今日もそういう説明ですが、「開発」という文字が書いてあって、その時点で考え直す必要はなかったのかなという素朴な疑問があって書きました。

ただ、そうは言っても、先ほど杉本課長からお話があったとおり、逆の視点があって、開発が行われたことを確認してからその行為を止めるために砂防指定地に指定することというのは認められるのかな、という内容も問題提起をさせていただきました。先ほどの議論の中で、また、ここ整理していただくということでしたので。

○内藤総務局長

同じことですね。

○大川井森林保全課長

同じことですのでね。

○内藤総務局長

おそらく平成10年の時点では、指定していなかったことというのはそんなに問題じゃないとか、間違いじゃなくて、問題なのは、あの開発が進んだときにできなかったのか、やっても駄目だったのか、やるべきだったのか、というそこなんですけどね。

○杉本砂防課長

その時の議論ですけど、開発の起こる前、指定した当時のことだけで考えると、そっちはどちらかというと治水上砂防的な意味合いで完結はできると思うんですが、開発後の、特に追加で指定したんじゃないかというところを考えたときに、それがさっき言ったように、治水上砂防という視点は当然残っているんですが、それプラス、その開発行為をしたということに対しては、その開発を認めている、許可を与えている法律があるじゃないですか。だからそこを適切に、その法令に則って対応していればよかったのではないかと、いうところもあって、そこが比例原則のところにも入ってしまうのだけど。

○内藤総務局長

そうですね。それは難波副知事も言っています。

○杉本砂防課長

そこが本当に自分も、その時の考え方というのは、今は自分の頭の整理ではですね、一応その開発する前は砂防法の考え方で、砂防法だけでというのはおかしいけれど、それを中心とを考えていて、実際に開発された後の追加指定となった時に、もうそこはそもそも論、他の法令で対応しているんだからそこで適切にやって、それでもできないような、対応できないようなことがあって、それが治水上砂防的にもやはりそのの渓流で何かしら砂防指定地を指定しないと、また土砂の流出が激しくなってしまうことが考えられるのだったならば、やるとか。同じことをずっと繰り返してる感じですね。

○内藤総務局長

いただいた資料の中で、7番の資料、砂防指定実務要領の7ページ目にQ&Aがあって、例えばQ6っていう所に、「既に開発が行われている区域を指定した場合、従前の開発又は継続中の行為に対してどのように対処したらいいか」という質問に対して、基本は法律不遡及の原則があるんだけどという書き出しから始まって、真ん中辺に、「しかし、治水上砂防の見地から必要と判断する場合には、指定後、防災工事を行うよう指導することとされたい。」というようなことも書かれていて、ここをどう解釈するか。やはり、さっき杉本さんが言ったように、治水上砂防という定義から、やはりこれは違うのか、治水上砂防の見地からと書いてありますよね、これ。だから、この逢初川はそうではないということだったらやはり指定はできないということにはなると思うんですけど。そう考え

た時に、やはり治水上砂防っていうのは、その範囲というか、定義というか、そこはもう少ししっかりと知りたいと思った次第なんです。

○杉本砂防課長

そうですね。治水上砂防イコール砂防法に関わってくる話なんですけど、やはり自然現象を対象とした法律であるという所からすると、そういう土砂が出てくる現象というのが、自然現象で出てきているのか、あるいはその自然現象で土砂の流出が激しくなる恐れがあるのかとか、そういう所の視点がやっぱり重要になってくるのかなと思ってます。あと、これを言われた所のその次の、この場合相当の期間が経過しても、開発行為者において適正な防災工事を施工しない場合は、許可後の事情変更があったと解して、砂防法第8条、16条の規定により工事命令又は費用負担命令を出すことも可能であろうと書いてあるじゃないですか。

○内藤総務局長

はい。

○杉本砂防課長

ここについて国の方にも確認したんです。この相当の期間というのはどのぐらいですか。明確な答えをいただけませんでした。

○清水総務局参事

これというのは、国が出したQAですよ。

○杉本砂防課長

そうです。そういう状況が、国との話ではそういうことも実際にあって、非常にこの開発行為に対する対応というのは、難しいですね。

○松村砂防課傾斜地保全班長

ちょっと発言してもよろしいですか。ここのQ6のところ「しかし」の文章で、防災工事を行うよう指導とあるんですが、そもそもこの今回の事例でいくと、防災工事というか、開発行為に対する指導を既に他法令でやっている場合に、あえてそこに上乗せして砂防法で指定をして、砂防法としても防災工事の施行を指導しなければならなかったのかという所では、若干疑問を感じるというか。

○清水総務局参事

土採取等規制条例でやっていたということですよ。

○杉本砂防課長

そうですね。だから、比例原則でさっき言ったようにつながっているんですけど、その法

律で適切にやれば可能なんじゃないですか、というところがまずあって、それでやってもできないから砂防がやるんです、ということなんです。この前書いた文章にも、社会通念上認められる行為ですかというところが、追加指定所にも書かせてもらっていますが、まさしくそういうところがあるのかなど。誰が見ても、「そうだよね、確かに必要だよね」とか、地主さんにとっても「そういうことであれば、やはり追加指定しなくてはいけないよね。」と誰もが納得いただけるような状況であるかどうか、ということだと思えます。

○清水総務局参事

逢初川の場合は、市が土採取等規制条例で指導していて、措置命令出すところまで行ったんですが、防災工事をやるからということで、土採取等規制条例による命令は見送ったという状況があって、市が命令を見送ったのに、その後に県が、砂防法に基づいて指導等を行うということ、他の団体が認めていることについて、県が改めてあれじゃ駄目だからということが適切かということは確かにあるかなとは思っています。

○内藤総務局長

まさにそれ特別委員会で検証委員の先生が言ってるんですよ。そうやって。

○清水総務局参事

ただ、県の目を見た時に、あれは駄目というような施設だったということがあった場合に、踏み込む余地があったのではないかということは、あるのかもしれないなど。今しゃべったのは、「そうだと言っているのではなくて、そのように考える余地もあるかもしれないと思ったので。当時、業者がやったあの防災工事というのは、素人目に見ても、「これで？」という内容に見えるので、そのの現地を県が見た時に、「これは市はいいって言ってるけど、とてもそんなレベルじゃないから、市はいいと判断したかもしれないけど、県の目で見ると、県が所管する法律の基準で見ると、これは、それには適ってないから、改めて県として指導します」ということはもしかしたらあり得るかもしれないと。

○杉本砂防課長

今の話だと、それは県とか市という話じゃなくて、一技術者として、土木の技術者として、その工事が本当に適切な工事ですか、丸太で作ったような水路で、それでいいんですかという判断が、市が認めてしまっているじゃないですか。だからそれが土木の技術者として、許認可を出す技術者として、適切な判断ができていたのかと。法律というよりも、どちらかというと、その技術者の、その人の技術力というか。

○清水総務局参事

写真帳を持ってこられて見た時に、どう認識したかっていう。

○杉本砂防課長

技術基準みたいなものがあるんだから、土採取等規制条例にだって。だからそれに則

った施設であるかっていうことは、その人も分かると思うんだけど。それで認めたっていうこと自体がどうなのかなど。

○内藤総務局長

まあ、そういう状況、こんなものを認めているぞというのを知って、何か県としてできなかったのかということ今問われているということなので、ちょっと今のところはいろいろな資料を出していただきながら、引き続き論点にしていきたいと思います。

次のところについていいですか。

○福田土地対策課長

一般論としてなんですが、一定の開発行為があり、知事の許可が必要という中で、恐らくあまりこういう観点では見ないのかもしれませんが、今回の盛土のような不適切な土地改変行為があった場合に、例えば許可を出さないとか、そういった抑止効果みたいなものというのは、あるんでしょうか。またその下も同じような系統の質問なんですが、指定の方法が3種類ほどありますが、その3種類の抑止効果に違いがあるのかどうかということですよ。

○杉本砂防課長

先程、議論やお話があったと思いますが、あくまでも指定地内行為の場合は、当然うちの方の技術基準があるので、それに合致した計画であれば認めざるを得ない。許可をしなくちゃいけないですね。ですので、当然その砂防指定地内行為の申請が出てくれば、そういうところをチェックした上で、OKならば、許可を出して工事に入っていきます。そこで、評価基準に許可した内容で施行されていなければ、是正指導とか、そういうような最初は行政指導から入っていくんでしょうが、そういう形で当然直させていくんです。

だから、その指定地であれば、そういうような形で、行為者がその申請を出していた中での対応になっていくので、杉尾日向の話があるのでなかなかこちらの技術者の上とか、どのぐらい行為中の監視じゃないですが、問題等もありますが、一応そういうような形で、対応はしていきます。

で、面とか線とか標柱とかというのは、当然、指定した中での開発行為は全部同じ対応になっています。

○福田土地対策課長

特に基準に違いはないですか。

○杉本砂防課長

基準はないです。

○福田土地対策課長

分かりました。

○内藤総務局長

よろしいですか。ちょっと休憩したいと思います。

(休憩)

○内藤総務局長

では再開します。

3 番です。当該土地改変行為における事実関係の整理の所で、3 ページの資料の、元々のいただいた砂防法の 3 ページの事実関係の表があって、その⑦の所に、一番最後に、「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい。」と書いてあります。

その次のページの一番下の所に、ただ、そうやって言っていたけど、ヒアリング結果として、平成 10 年度の担当は調書の作成や国とヒアリングをしたことは覚えているが、内容について覚えていなかった。いずれも、逢初川に関する記憶はなく、地権者とのヒアリングや引継ぎについての記憶がなかったというような状況があったということなのですが、それが事実だと。で、ここにいただいた方の資料の 10 番、インデックス 10 番の資料です、今の事実関係、ここから拾ったと思うんですが、この文章は土木部砂防課としての国へ出したんですね、建設省の方に。

○杉本砂防課長

そうですね。

○内藤総務局長

提出をしていると。その中で言われている言葉だったと。さっきの、「今後、山腹崩壊等流域の状況と地権者との協議状況により、流域全域の面指定を進めたい。」となっているんですが、それが引き継がれてないと、10 年度以降の担当者に引き継がれてなくて、記録もないんです。地権者と協議が行われたっていう記録もちょっと見当たらないですし、ということは建設省に平成 10 年 10 月 28 日に出したけれど、この方針というのは何かどこかで変わったのかな。変わったんだったらそう変わった時の意思決定ですね、どこかで文書でも残っていないのかという所を確認したいということです。

○杉本砂防課長

まず一つ言えるのは、文書はもうこれしかないんです。これ以上、この時の平成 10 年当時の砂防指定地を指定した時の行政文書は、これ以外にはもうないんです。ですので、もうここから先は推論になってしまいます。

一応、平成 10 年の 10 月のときの考え方は、このインデックスの 10 番で書いてあるような内容でいたんですが、資料の 4 ページ目、昨年度行った担当職員のヒアリングについての内容がありますが、引き継ぎしたかどうかも含めて覚えてないということです。で、実際のところどうなったのかというのは本当に分かりません。

○内藤総務局長

もうこれ以上、確認しようがないと。当時の人に聞いても覚えてないと。

○杉本砂防課長

そうですね。覚えていなかったです。一番メインになってやっていた人が当然退職して、退職してる上に、ちょっと痴呆になってしまったということもあって、とてもヒアリングできるような状況じゃないというのもあったんです。

○内藤総務局長

なかなかもう記憶ないかって感じですかね。

○杉本砂防課長

そうですね。ここに書いてある10年の担当の方は、自分が担当してたということもあって、ある程度の記憶はあるんですが、ただ内容は当然分からなくて、それ以降になってしまうと、もうそれ自体が記憶にないという。

○内藤総務局長

そういうことなのでしょう。ただ建設省に出しているの、何かあったのかなと思った次第です。これは。次へ行って下さい。

○清水総務局参事

タイトルとあるのは、先ほど他の項目と同じで、砂防法だけに特化した名前したらどうでしょうかというところです。

○杉本砂防課長

はい。

○清水総務局参事

この(会議資料4ページの表の)①から⑤、⑫というのは、国の通達とか、いろいろなものが発行されたことを事実関係として入れていただいているんですが、これは県の行政対応ということではないもので、制度概要の方に肝の部分を入れてもいいのではないかという意味ですので、制度の運用に関する通達という、意味合いでの記載でもいいのかという趣旨で書いたものです。③とあるのは、休憩前に話をされたQAの関係で、これは先ほど話をさせていただいた内容と同じです。⑥については、これは素朴な質問でしかないんですが、逢初川の砂防指定地の指定を、このタイミングでやったというのは何かきっかけがあったのかとか、土砂災害警戒区域と同じように実施計画のようなものがあるって、それに基づいて指定したという訳ではなくて、何らかの順番があって、このタイミングで指定しているという感じなんですか。

○杉本砂防課長

ここのところは、土石流危険渓流ということで示された渓流でして、その当時、私はこの土石流危険渓流に砂防堰堤を整備していきましょうというところを砂防課としての、まず、施設整備の方針としてありました。

そういう中でここを選んだ理由というのは、当時の担当の私としては、正直なところ、なぜというところ、どうしてここを選んだのかというところまでは、ちょっと記憶がないんですが、おそらく考えられるのは地元要望があったということがまず一つ。もう一つ考えられるのは、事務所が、土石流危険渓流が熱海市内にたくさんある中で、ここの地域がまず砂防堰堤が整備されてない地域であるということもある程度考慮した中で、考えたのかなというところで、どちらかという、事務所が主導的に考えて、その地域の状況から判断して、要望を砂防課の方に上げてきたのかなという、二つの事業化の経緯があると思います。どちらだったのかは覚えていません。

○清水総務局参事

それぞれの土木事務所が、自分の管内の中で優先順位をつけて(砂防課に)上げてきたりということですか。あとはそれに地元要望があるかどうかということですか。

○杉本砂防課長

そうですね。この当時、繰り返しになりますが、土石流危険渓流には、なるべく堰堤1基整備していこうという方針があったので、それに沿って、各土木事務所が考えてこういう要望を上げてきてくれたと思います。

○清水総務局参事

ありがとうございます。何となく理解ができました。次に5ページですが、これは先ほど、これ以外に資料がないという話だったのでもう結論が出てしまってるかもしれないですが、この進達ヒアリングの段階の公文書はあるんですが、その進達ヒアリングに至るまでに、何か実施していたとか、建設省からコメントがあったんですが、「建設省からこういうコメントがあった」という復命等は特には残ってはいないということなんですよ。

○杉本砂防課長

はい。

○清水総務局参事

はい。分かりました。⑦番については、先ほどちょっと言いかけたんですが、逢初川と同じタイミングで、他に六つ(の渓流の砂防指定地の)、指定を進達していると思いますが、それを見ると、面指定が五つで、標柱指定が逢初川を含めて二つなんですが、逢初川以外で砂防指定地の指定をされた区域というのは、どういう状態の土地だったのかということは分かたりするんですか。森林法や土採取等規制条例で管理される土地だったのかとか、管理されてる土地であるならば、逢初川は森林法と土採取等規制条例で

管理されてるから標柱指定したと説明している部分があるんですけども、面指定をしている所について、もし同じ理由だけで説明すると、標柱指定でいいのに何で面指定したのかとの指摘をされるのではないかとこのころがあって、逢初川とは明確に違う理由があるから面指定という手法を選択されたのかというところがあって。逢初川が他の法令により管理されているからと説明されているように感じたので、その説明のもとで他の地域を見た時に、その説明が他の地域でも通る状況なのかなということを確認したいと思い、この質問を入れさせていただいたところです。

○杉本砂防課長

これはちょっと持ち帰らせてください。ちょっとこの場で答えられる状況じゃないので、指定調書も含めてちょっと確認させて下さい。

○清水総務局参事

はい、分かりました。⑧番はちょっとつまらない質問で恐縮なのですが、再検討についての決裁が課僚どまりになっているんですが、国に返すのに課僚止まりになっていることに少し違和感があってですね。

○杉本砂防課長

おそらく担当者同士の、こちらは砂防指定地の担当をしている、当時は■■■がやっていたんですが、■■■と、あとは本省の砂防部の砂防指定地の担当者がヒアリングをした時の向こうからの質問項目に対する回答になるものですから、担当レベルでのやりとりですので、この■■■さんっていう方が、主幹でいたんです。今で言うと班長という立場の方なんですけど、そのレベルでの多分対応になったんじゃないかな。担当レベル感の回答であるので、課長までは出してなかったと感じます。

○内藤総務局長

本省からも正式な通知というよりも、担当からの問い合わせみたいな、そういうことに対して答えたからってということなんですね。

○杉本砂防課長

メモ書きじゃないけど、メールのベタ打ちみたいなものですよ。そんな感じかと思えますけど。

○内藤総務局長

ちょっとここで1回、これまでのやりとりを確認してもいいですか。今のところは、タイトルとその①から⑤、②は少し御検討いただくということでよろしいでしょうか。

4 ページの下の、タイトルに対する意見とか、①から⑤、これはいいですよ。

○杉本砂防課長

逢初川に限定する話なので、さっき言った①から⑤というのは全体的な話になってくるので、ということですよ。

○内藤総務局長

そうですね。

○清水総務局参事

制度概要でもいいのではということです。

○杉本砂防課長

はい。分かりました。

○内藤総務局長

⑥番については、5 ページの一番上ですが、残っていないのは保存期限が切れて、たまたまこれだけがなぜか残っていたということなんですかね。

○杉本砂防課長

これが残っていたのは、砂防指定地の指定調書というか、それはもう永久保存で取っているものですから、その所の資料にくっついていたんです、たまたま。だから残っているんですが、本来であればこれだって、この程度の文書ですので、ついてる方がちょっと不思議のような。こういう形についてたから、皆さんに示すことができるんですが。

○内藤総務局長

建設省からの問い合わせ内容、問い合わせがあった時の紙なのか、電話なのかどうか分からないですが、そういうものも一切残ってないんですよ。

○杉本砂防課長

ないですね。

○内藤総務局長

それはもうだから、処分、保存年限が切れたからということですよね。

○杉本砂防課長

5年以上ですね。

○内藤総務局長

⑦は今、持ち帰って検討、見ていただくと。⑧は本省の担当者からということで、今回答いただきました。ということで今のところそういうこと。

じゃあ続きをお願いします。

○清水総務局参事

次が⑪で、資料でもしかしたら分かるところを自分が見落としてるかもしれないですが、監視員による巡回のところ、どの程度の頻度で対象河川を巡回することになっているのかということ、要綱か何かで、砂防指定地等の区域内を巡回と規定されていたかと思うんですが、砂防施設用地のみを砂防指定地としているなど河川については、上流域については監視が足りないのではと思ったので、実施要領の第3の(4)、インデックス14の第3の山腹崩壊もしくは、県施工施設等の災害箇所の有無というところを、どの程度監視してくれているのかということが、「問題なし」という実績報告はあるんですが、監視のレベル感が分からないということで。

あとは、監視員の方は定期的に回られるんですけども、土木事務所の職員が定期的に監視員の方より、もうちょっと子細に、年に1回とか2回とか、定期的に確認の行くということはないんですか。もしなければ、再発防というところで、そういうことも考えてもいいのかもしれないと思いました。

あとは既存の監視員の方は非常にありがたい存在だと思うのですが、ただ実績報告では「問題なし」という報告しかないので、ちょっと負担になってしまうかもしれないんですが、監視した時の写真等を撮ってもらってことがあってもいいのでは、と思ったので、そのように書きました。

○杉本砂防課長

まずパトロールの頻度なんですけど、インデックスの14の2枚目に実施要領があるんですが、その第6の所に巡視回数は月2回以上ということになっています。で、その1枚前に戻って設置要綱の第8条について、年4回、6月、9月、12月、3月に報告することになっております。

報告する内容というのが、様式2号に則ってというのは、様式2号がついてるのが13についてこの様式です。で、見る範囲はどこを見てますかということ、基本的に砂防指定地の中だけでして、実際に今やっただけで、■■■さんという方に確認したところ、この方が、監視員になってからは、砂防指定地の中みのパトロールで、その流域全体をパトロールしてはいなかったということでした。

月2回となりますが、この報告書を見ると、パトロールに出る回数が月2回なので、同じ溪流に月2回出るという訳ではなくて、それが四半期に1回報告するという事なので、四半期に1回、担当エリア指定地を一人月2回のペースで順繰り見て、異常があるかどうかを報告しているので、逢初川とか他もそうなんですけど、1指定地当たり、年4回現地に入って確認させていただくという状況。

あと、清水さんからの御意見であるように、報告書に写真の添付とか、もう少し流域全域をとという話も、その辺は、今後のこの監視員の制度を担当してるのが河川砂防管理課が担当していますので、その辺は前向きに考えたいと思います。確かに写真がついてる方がよりいいと思いますので。

自分が静岡土木の次長でいた時に、こういうものが回ってきましたが、その時写真も一部ついてるところもあったので、何かしらそういうものがあったとしても、やり方としては十分スマホでも写真が撮れますので、昔に比べれば写真を撮ることに対する負担というのは少ないと思いますから、ちょっと考えたいと思います。

あと、監視員以外の土木事務所による監視というのは、この当時というか、元々この逢初川というのは2級河川になっていて、既存の堰堤の上流50メートルぐらいまでが、2級河川になってます。ということもあって、土木事務所の職員が、年1回は砂防堰堤のところまで行っております。その写真はあります。パトロールした時の写真があります。その写真で見た限りだと、一番下にですね、水抜き管という1メートル角の円系の穴が空いているんですが、そこから常に水が出ていたので、堆砂状況としては、たまっていないというのは、確認できるかなと思いました。

○清水総務局参事

堰堤には上に管が二つあって下に一つあって顔みたいに見えるようになっています。あれってなんですか、「上から水が出てると下が埋まってる」とか、そのように見るためのものなんですか。

○杉本砂防課長

元々は、土砂がたまっていた時に、水を抜くためのものであって、その堆砂状況を見るためのものじゃないです。

○清水総務局参事

下が埋まっていると上からも流れるということで、結果として埋まっていることが分かるということですか。

○杉本砂防課長

そうです。です。です。あともう一つ、当時は砂防堰堤のパトロールとていうのは特にやっていなかったんですが、砂防堰堤のパトロールを始めたのは何年ぐらいだったか。平成、多分、じゃなくて令和元年、平成29か30年、平成の終わりぐらいから、長寿命化計画を立て始めて、施設の点検を兼ねながらパトロールはやっていて、当時は河川パトロールを兼ねてその堰堤の状況を確認していたというところがありました。です。です。その所の堆砂状況の確認というのが、イコール、先ほどから申している、多ければですね、また砂防指定地の追加指定ということも含めての対応も考えられるので、そういうことからしても、堰堤のその堆砂状況の確認というのは、今後は当然ながら、河川パトロールの一環でも見ていくということは、これからのパトロール体制の一つとしての見直しとして、考えられるかなと思います。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。⑫はちょっと参考までというところがあるんです

が、先ほどの砂防指定地の指定基準の2ですが、何でもありません。いいです。砂防施設の設置が必要と認められる区域と書いてあるので、それは面指定の基準じゃないですね。2番って。砂防設備の設置が必要と認められる区域だから、どちらかというとなら指定の番号のような感じでもんね。参考までにとって書いたのは、逢初川災害が発生したところなので、この基準に沿って指定することも考えられるのかなと思ったんです。

○杉本砂防課長

自然災害だったらあり得ると思うんですね。あれが自然災害なら。

○清水総務局参事

あれは自然災害じゃないという感じ。

○杉本砂防課長

自然災害というのは、崩壊したところが自然斜面、山腹とか、そういう所の崩壊によって土石流が起きてるんだらば考えなければならぬけど、盛土が崩壊してるじゃないですか。

○清水総務局参事

その盛土が崩壊して、そもそもあった山腹も削り取りながら流れていったりとかしているんですが。

○杉本砂防課長

してますね。今の状況どうですかって言うと、植生が入ってきたりとかしてて、そこより一層、侵食が激しくなっているという状況が見られないので、すぐに指定しなくてもいいかなと思うけど。

○清水総務局参事

現状はこれ(2番)に該当するような状況にはないと。

○杉本砂防課長

そういう認識です。

○清水総務局参事

分かりました。次のポツが、④と書いてあるのは、この第2の4のことで、土石流の発生のおそれのある区域に該当するのかもしれないのかというところ。これも将来に向けて考えた時に、合致する基準になるのかどうかというところなんです。

○杉本砂防課長

これはまさしくそうですよね。どっちかというとなら④番はうちの該当の所ですよ。

○清水総務局参事

上流部がもっと荒廃してきて、土砂が生産されてるような状況が顕著になってくれば、今は多分それが顕著じゃないという状態だってことだとは思いますが、そういう可能性はあるということですか。

○杉本砂防課長

ですから、要するに、新たな対策が必要となる状況かという、そうじゃないものですかからね。今、堰堤が2基あることによって、想定される土砂量は十分対応できるというような考え方があるので、新たにまた追加指定をして、何かすることは考えていない。

○清水総務局参事

ちなみに今の砂防指定地は、どの基準に該当するか分かりますか。

○杉本砂防課長

元々は④番もそうですよね。

○清水総務局参事

進達調書に書いてあるんですか。

○杉本砂防課長

そこまで書いてないです。④番だと思いますけど。当然、①番の溪流若しくは河川の縦断侵食も。

○清水総務局参事

分かりました。最後のポツは個別に聞きます。これは、あの図の見方が分からないだけなものですから。

○内藤総務局長

いいですか。じゃあ次、3ページの⑦番。

○大川井森林保全課長

今まで⑦番2回ぐらい出てるんですが、視点が僕は違って、その管理された植林地帯というのは、所有者による森林の経営的な管理と、行政による法的な、ここでいうと森林法になるんですが、法的な規制管理の二つの意味合いがあると思うんです。

この資料の⑩番の指定範囲の検討の所の資料で、写真を見ていくと、確かに溪流は浸食されていたり、荒廃の状況が見られるのですが、森林の中はどうかというと、結構、下草が生えていたりして、我々でも健全な森林だと思える森林だなと思いました。なのでこれは確認なんですけど、標柱指定とか線指定とか面指定の考え方の中にこういった健全な森林であったということがあったのではないかなということの一つ確認したい。

あと、このあとに、④番の方で考察があるのですが、その中で、既に他法令によって管理されている区域という文言が出てくるものですから、それは多分、行政による法的な規制管理のこと言ってるのではということもあって、管理された植林地帯という言葉の中には二つの意味合いがあるのかなと思ったので確認したい。

その下の4ページの⑪番は、さっきの清水さんの疑問と同じで、監視員さんが砂防指定地の中だけ見てたという回答だったので、これは分かりました。

○杉本砂防課長

まず管理された植林地帯の管理というのは、まさしくそうです。後の経営的な管理と行政上の法律的な管理、法的というところを意味しています。

○大川井森林保全課長

はい。了解です。

○内藤総務局長

よろしいですか。次に⑤のところ。

○福田土地対策課長

はい。またそもそも論の話で申し訳ないんですが、さっきからの面とか、標柱とか、線という話が何回も出てきてますが、面指定を必要とされる土地とは具体的にどのような土地なんでしょうか。

○杉本砂防課長

最近の最近というか面指定の考え方、面指定をするかどうかという時には、やはりその流域の表層部の土砂の流出状況、表層がどのくらい荒れてるか、表面、山腹斜面が荒れてるか、荒れてないか、(土砂が)出ていないかという視点で見えます。

面積が部分的ではなくて、ある意味その斜面のある程度至る所という、抽象的な表現になってしまいますが、ある程度まとまった形の表層崩壊が数多く見られれば、そういうところは、面指定をするということも考える土地かなと考えています。

○福田土地対策課長

特に数値的な基準があるとかそういうものでもないですか。

○杉本砂防課長

そういうものではないですね。それは本当、流域の何割とか何かそういうような具体的な数字をちょっと上げることができてないというか、そういうようなことはしてませんが。

○福田土地対策課長

表層部の荒廃の状況によりということですか。

○杉本砂防課長

ですので、これが他県の状況もまた確認しなくてはいけないかもしれませんが、何かそういう基準を持ってやっている県があるのであれば、そういう所を参考に考えるということはあるかと思っておりますが、今の時点では特にそういう基準を持ってやっているわけではないです。

あとその採択基準上の話とかもあるんですが、通常砂防とかの場合の採択要件の一つとして、荒廃地が流域の1割以上というのがあるんですね。ですので、そういう荒廃の一つの基準として何かありますかという、採択基準上の話でいうと1割というのがあります。だけど、県としてはそういうような基準は設けてない。面指定についての事務としては設けてない。

○福田土地対策課長

分かりました。

○内藤総務局長

いいですか。次は6枚目の4番の所です。所管法令に基づく手続等についての考察で、資料の方だと7ページの④のところで、砂防指定地の指定を森林法5条森林と重複指定するか否か、指定に際して地権者の同意を得られるよう努めればいいのかについてはその溪流の危険度、流域の開発状況等を考慮しつつ、個別具体的に判断すべきと考えられるというのもありまして、そこで質問、確認したいんですが、本県で森林法の5条森林と重複指定した実例というのがあるのか。ある場合どういうケースなのか。

それから、重複指定する場合に、その溪流の危険度、流域の開発状況等を考慮しつつ、個別具体判断ではありますけども、流域の開発状況、今回のように開発業者の悪質性が明らかで、他法令が機能しないという状況が明らかであっても、重複指定の判断材料に全くならなかつたのかという所を確認したいと思います。

○杉本砂防課長

まず5条森林との重複指定というのは、それはあり得ます。ただどのくらいあるかというのは持ち帰らせてもらいますが、そういう整理をしていけば何件ありますということが言えますが。そうですね。かなりの割合であるんじゃないかと。5条森林なら。

○内藤総務局長

重複指定が多いと。当然そうなのか。

○杉本砂防課長

だからそこを指定すべき土地であるかどうかというところがあって、必要性があると判断すれば、5条森林であろうと指定することがありますから。

○内藤総務局長

私が言ったのは、結局その森林法で管理されているから、追加指定しなかったという説明がなかなか苦しくなるかなど。他の所も重複して指定されてるじゃないかと言われかねないというのは思っていて、確認させていただいたところでもあります。後段の方はどうでしょうか。

○杉本砂防課長

後段の方というと。

○内藤総務局長

重複複定をする場合については、その溪流の危険度、流域の開発状況等を考慮しつつ個別具体的に判断となっているんですが、今回はまさにその業者の悪質性がかなり明白で、この法令も機能していないという状況があって、そういうのを考慮して重複指定も考えなくてはどういう判断にはならなかったのか、ということでございます。

○杉本砂防課長

今の話になると、当然指定した当時は開発というのはないもので。

○内藤総務局長

追加指定の時の話です。

○杉本砂防課長

追加指定するときの範囲だと、やはり、先ほど来から話しているとおり、そもそもの開発を認めている法令で対応する、今回でいうと、土採取等規制条例で今指導しているとか、許可を出したので、それで適切にやればいいということもあってやっていないということでございます。

○内藤総務局長

それは適切にやればいいんですが、どうも適切にやられていなかったということはそれはもう、砂防の方では分からないというか。

○杉本砂防課長

砂防課の立場としては、その法律で適切に対応すれば、その開発行為に対しての指導ができるのになんでやらないんですか、という所になってくるので、で、それができないのは、法律的にできないのかというところだと。法律的にできないのであれば、当然砂防でも考えなくてはいけないと思いますが、そうでないという認識でいるので。

○内藤総務局長

やろうと思えばできるじゃないかと。

○杉本砂防課長

はい。まずはそこでしっかりやるべきじゃないですか。

○内藤総務局長

砂防課的には多分そうだと思うんですが、熱海土木ではどうだったんですかね。熱海土木は都市計画法を所管している部署もあるし、砂防を所管している部署もあったわけですね。土木の中で、これどうしたらいいかという議論がなかったのか。砂防法を適用すればできるんじゃないかとかですね。そういうのはなかったということですね。

○杉本砂防課長

ヒアリングの中で、逢初川について、何か思い当たることはありませんかと聞いたんですが、皆さん、記憶が無かったんです、基本的には。砂防法を新たに追加指定していこうという動きがあったかどうかというのは、正直なところ分らないです。行政文書の中で見た限りだと、砂防指定地の追加指定の議論というのは、行政文書には出ていないような印象で、自分がちょっと読んだ中では出てきていなかったと思いますが。

○内藤総務局長

追加指定というのはないですね。

○杉本砂防課長

土砂法の何か追加指定をすればいいんじゃないかという文書は、どこかで出てましたけども、砂防法についての話は出てなかったですね。そういうイメージです。そもそも議論が起こっていなかったと思います。

○内藤総務局長

次、お願いします。

○清水総務局参事

まず最初の全般というところは、これ先ほど持ち帰っていただくことになった3の⑦と同じ意味なんですけど、ここに書いてある今年の7月の考察というのが、逢初川について面指定をしていないというところと、盛土が開始されてから追加指定をしていないというそういう結果から、なぜそうなのかという理由を類推するような考察になってると思うんですが、先ほどお伝えした通り、逢初川と同じタイミングで指定した他の(砂防)指定地との状況の比較を踏まえた考察など、事実関係も踏まえての考察もあってもいいと思ったので具体的には、先ほどもちょっと言ったんですが、逢初川と同じタイミングで、面指定をした流域については、上流域が著しく荒廃しているとか、もしくは5条森林の区域ではない、そういう状況があるので面指定した、というような逢初川とは状況が異なるので面指定したというような考察が可能であれば、そういったものも入れてもいいと思ったの

でちょっと入れさせていただきました。先ほどの⑦と関係する部分が多いかと思っておりますので、その⑦と一緒に、また教えていただけたらと思っております。

次に(1)の①の部分につきましては、逐条砂防法の解説の引用してる部分ですが、その逐条を抜粋して記載してる部分があるんですが、この辺りを読むと「みだりにやるべきではない」と書いてありますが、「なんで砂防指定地の指定をするか」というと、治水上砂防の目的を達成するため、観光施設を守るためにやるという理由では砂防指定地の指定はやるべきではない」というようなことが書いてあります。この「みだり」というのは、「観光施設とかを守るためにやるべきではない」ということを言っているのではないですか、というようなことを言っている方がいたような気がするので、その辺りの誤解も解くという意味で、うまく言えないんですが、この逐条砂防法の解説に書いてある記述をもうちょっと盛り込んでもいいのかなと。「みだりにするべきじゃないんだけど、治水上砂防の目的のために指定する限りにおいては自由裁量に任されてる」との記述があって、法律上はそうなんだけど、行政上、他の公益私益との比較その他の価値判断を要しないという意味ではなく、「すべき土地」という趣旨からしても、公益裁量の立場から限定的に解し、必要最小限にとどめるべき、というような説明になっているので、その辺りも一連であってもいいのかなと思いました。結論は必要最小限というところで変わらないんですが、その方が分かるのかなと思ったものでちょっと意見として入れさせていただきました。

次に(1)の②の所ですが、これ(1)1の、②-2のところに、必要最小限の説明するのいきなり「他の法令に管理されている」という説明が入ってきてるんですが、逐条解説の中では、砂防法と森林法を例にしてましたが、森林法の規制がかかっている所に砂防法の規制をかけると、やはり二重の負担になるので、その弊害を避けるために調整をしているとの記述があったかと思うんですが、そういう考えがあるということも分かるようにした方がいいのかなと思ったものですから、意見として入れさせていただきました。

あと、(1)の②の1のアですが、溪流部分は荒廃が進んでいるものの、砂防設備を設置すれば治水上砂防の大きな問題が起きるような状態ではなかった、と書いてあるんですが、これは、何の事実に基づいて、大きな問題が起きるような状態ではなかったと判断してるのかが分からないと思ったので、そこがもし分かるようであれば、教えていただけたらと思えます。

次の(2)の①ですが、これは自分の知識が薄いのでピンとこない部分があるだけなんですが、「土地利用上所管する法律で対応すべき」という考えがあるということなんですが、この考え方が一般的というか、こういうものなんだということを説明してあるようなものとかがあれば教えて欲しい、と思ったので書かさせていただいた次第です。

次の(2)の②については、土砂災害の防止の観点において、森林法や土採取等規制条例により管理可能となっているんですが、なぜこの観点で、森林法等で管理可能なのかの説明が不足してるのでは、と思い括弧で書いていますが、森林法の許可基準というか、技術基準であるとか、土採等規制条例の技術基準が砂防法の技術基準と同等なので管理可能とか、そういったところも示してもいいのではないかと、思ったので。なので逆に、基準のレベル感がどういう状況なのか分からないのであれなんですが、仮に砂防法の基準が厳しくて、森林法であるとか、土採取等規制条例の基準がそれよりも緩い場

合でも同様のことが言えるのかということが気になったので、書かさせていただきました。

次に④のところなんですが、これは書きぶりだけの問題で、こういうふうにした方がいいのではということけなので、御確認をいただけたらと思います。

あと、県の見解の部分については、「追加指定をして制限しなければ、治水砂防上の目的を達することはできない状態であったとは認められない」と結論付けているんですが、砂防指定地として、重複指定するか否かは、溪流の危険度や流域の開発状況を考慮しつつ、個別具体的に判断、とされているんですが、2007年の4月や、2009年の10月に、伊豆山港に濁水が出てきて、その原因が上流域の土地改変行為であることが分かった時に、当時、そのことをどう評価していたのかということと、評価していなかったのであれば、あの結論付けというのは、難しい部分もあるのではないかと思ったので、このように書かさせていただきました。あと括弧内のQ6というのは、先ほど出てきた関係です。これはいいです。

あと、再発防止の観点で先ほど聞いたときには、直近の10年では、そういう事例はないというようなお話だったので事例はないのかもしれないんですが、Q6に該当するような指定をしている都道府県があるのであれば、その実例を有する都道府県に状況等を教えてもらうということも、再発防止に向けた手法の一つになるのではと思ったので、このように書かさせていただきました。

○杉本砂防課長

ちょっと一旦切らせていただいてもいいですか。全般の話とかその辺の話は。

○清水総務局参事

全般は⑦と関係するかと思うので、⑦と一緒にいいです。

○杉本砂防課長

(1)①についても、ただ、こういうのって、詳しく書けば確かに分かりやすいのかもしれないけど、何かあまり、言い方は悪いですけど、だらだら書くというのもまた何を言いたいのということもあって、その辺はどちらかという引用してところがどこかというのをしっかり見せた方がいいんですかね。どういう表現、書きぶりの話だと思うんですけども。

○内藤総務局長

今ここで結論を出さなくてもいいと思うので。清水さん、これ対案を出していただいて。

○清水総務局参事

はい。分かりました。

○杉本砂防課長

あと(1)②のローマ数字の1のア。ここなんですが、砂防堰堤を設置すれば治水上砂防の大きな問題を受けないような状態ではなかった、ということなんですが、この砂防堰

堤が 4000 m³ためることができる砂防堰堤でして、それを設置すれば基本的な自然現象で流れてくると思われる土砂の 7 割くらいをカットできるという計画でいるんですね。ですので、そういうことから考えて、砂防堰堤がないときと比べれば、それだけの土砂を堰き止めることができるから、大きな問題というような表現にしていますが、一定の効果が発揮されてる状況から、このような形で表記をさせてもらっております。

○清水総務局参事

分かりました。想定される土石流とかの量の 7 割は捕捉できるような設計になっているので、それが機能するから、大きな問題は起きないということで。

○杉本砂防課長

という認識でいました。その 7 割が妥当なのかと言った時に、その当時の判断として、7 割以上、当然 100% (の土砂を捕捉すること) を目指すんですが、どうしてもその 100% が、その地形上とか、土地の制約上とか、いろいろなことから無理な場合は、7 割というのがその次の整備率としての考え方があって、7 割は一つ、その概成扱い。完成じゃなくて概成、大方できましたという意味合いで言ってるんですが、そういう整備の質の一応考え方があって。ですので、一応今回のこの逢初川については、概成扱いをする 7 割を目指して作ったという、そもそもの計画をした当時の考え方がございます。だから、砂防課としてもその辺は、一定の効果を発揮するだけの容量は、当時確保していたという認識でいます。

○清水総務局参事

はい。分かりました。

○杉本砂防課長

(2)①については、さっきの比例原則にもつながってくる場所なんですね。

○清水総務局参事

許可された法令があるなら、それでやったらということなんですかね。

○杉本砂防課長

まずはそちらで対応するべきということなんですね。まあそこにつながる話ですよ。

○清水総務局参事

ここはいいです。自分の中で何となく意味合いが分かったので。

○杉本砂防課長

((2)②について)これ、開発行為が行われてからの話ですよ。開発許可を出す時に

それぞれの法律で持っている基準があって、基準が、砂防と森林と土採取等規制条例、その三つの法令の基準で、横並びにした時に、どうだということを言いたいんですか。

○清水総務局参事

書いているイメージはそんな感じです。砂防の基準と森林の基準が同等だったらそっちでもいける、ということもあると思ったんですが、砂防(の基準)が全体的に厳しい時に、ものすごい基準に開きがある時に、それでも管理されていると言い得るのかと思ったので。ただ、ここの文章を改めて読み直してみると、そういうことは言っていない気がしたので、一旦これは引き下げさせてください。

○杉本砂防課長

(2)④は、言い方の話ですよ。

○清水総務局参事

そうですね。言い方だけの話なのでちょっとまた。

○杉本砂防課長

県の見解については、伊豆山港が濁った時も当時土木事務所がどのように評価したのかということですか。

○清水総務局参事

そうですね、砂防指定地として重複指定するか否かは、溪流の危険度だとか流域の開発上のことを考慮しつつ個別具体的に判断、となっているので、開発がされ始めて、その影響が下に出てくるという状況が生じていたので、その時にどう評価していたのか、その結果、(追加指定を)しなくてもいいという結論だったということだと思んですが。そこを評価していたのか、していなかったのか、評価していなかったとしたら、なかなかそのように言うのは厳しいところがあると思ったので。

○杉本砂防課長

正直言って、さっきも言っていたけど、行政文書上でその追加指定をするという内容がないし、あと、ヒアリングの結果からしても分からないというのが、当時、どういう対応したかというのは分からないというのが結論なんです。そういうような検討、追加指定を検討したかどうか、というのは分からないというのもある。

○清水総務局参事

逆に言うと、もし今後同じような事例があったときには、で、もしその上で開発とかされたときには、どうだってところを見に行つて。

○杉本砂防課長

見に行っ、それで、だから前に言ったように開発行為があるから、盛土がされてるから砂防指定地にしましょう、というのじゃないんですよ。

○清水総務局参事

うん。そうですね。

○杉本砂防課長

だから開発を止めるというか、その開発行為を規制するがために、砂防指定地をかけるというのではなくて、その開発をされてしまうと、その溪流が今でも、なんとはいえいいのかな。

○清水総務局参事

開発の関係については整理したものを次回いただけるので、それを踏まえて、自分でも考えてみようと思います。

○内藤総務局長

いいですかね。じゃあ7ページの方ですね。

○清水総務局参事

一つ目が、これ特別委員会からの提言の中身ということで、私権制限とエリアの安全性を比較考量をして、面指定の必要性は不要と判断してるんですが、それが妥当だったのか、また、砂防法による行為制限を行わなかったことが適切な判断であったのか、というようなことを提言の中で言われているので、それについても触れた方がいいのではと思ったので、そのようにちょっと書きました。

あと、今回のこの考察のもとになっている昨年7月の(内部)検証結果については、国交省や、顧問弁護士に意見照会をして、「特段の意見はない」との見解をいただいているので、その意見照会をした結果についての、公文書があるのであれば、あった方がいいなと思ったので書かさせていただきました。

あと一番最後のところは、これは考察の部分で監視員による監視により、砂防指定地等に支障が生じていないことは確認をしていた、とのニュアンスを書くことができるのであれば、書いた方がいいと思ったのと、あとは、先ほどの一番最後のものとも関係するんですが、砂防指定地の監視員の方が2007年4月だとか、2009年10月の濁りとかを確認した場合には、どんな対応をするのか、ということが気になったので、参考までにという内容で書いたものです。以上です。

○杉本砂防課長

まず一番最初の件ですが、確かにこれ特別委員会から提言されているんですよね。で、これにジャストに答えてるところは確かになくて、全部読むと何となく答えてるって

う感じの書きぶりになっているんです。ですから、今回のこういうのでいうと、どこかに、項目がない。どこに入れたらいいのかなというところですよ。

○清水総務局参事

自分もこういう意見を言った手前、ちょっと考えてみてもいいですか。

○杉本砂防課長

お願いします。2番目のこの顧問弁護士とか国交省について、ちょっとこれは確認させていただきます。

○清水総務局参事

はい。

○杉本砂防課長

おそらくこの監視員がこの時に、伊豆山港が濁っているという話があった時に、監視員は多分、砂防指定地とかの状況を見にいったと思うんです。見に行って写真に出ているようなドロドロの水が流れている状況を見たら、それをすぐに土木事務所の職員に連絡をして、それを受けて土木職員が現地を見に行くという流れだったと思う。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございました。

○内藤総務局長

次の5ページ(1)－②－i。

○大川井森林保全課長

5ページの(1)－②－iのイとウなんですけど、まずイの方は先ほども確認させていただいたんですが、管理された植林地帯とは、所有者により植林された健全な森林という意味で良いかという話なんですけど、なぜこれを書いたかというのと、ウが他法令により管理されている地域であったので、何か同じことを言ってるのか、違うこと言ってるのか、何で書き分けてあるのかなと思ったので、確認です。先ほど、確認した所有者が植林した、しっかり管理されている健全な森林だったというのがイだとすれば、ウが法令的に5条森林がかかっているっていうのかなというところですよ。

で、ウの方に風致地区条例が書いてないと思って、森林法と土採取等規制条例が書かれているので、関連する法令を書くのであれば、どちらも書いてもいいのかなと思ったので、記載しました。

○杉本砂防課長

まず、イの逢初川上流域は管理された植林地帯だったと書いてあるところは、植林地

帯という所からすると、こういう表現からすると、これは所有者により管理されたところ、先程の管理という意味合いで言うと、所有者により管理されたところですよ、という意味合いで書いてます。

このウのところは、他法令により管理されされてる地域というところは、この時といったらおかしいですが、去年の県の見解を出した時の時点では、風致地区条例という所についての考えは、その時には抜けておりましたので、今回、他法令ということになってくると、風致地区条例も当然ながら関わってくると思われるので、ちょっと考えます。

なので1ポツ目はどちらかというと森林法、2番目が土採取等規制条例です。今度、風致地区条例となると、そこはもう開発要件がないので、という文章になってくるのかなと思います。

○大川井森林保全課長

次、6ページの県の見解(四角で囲ったもの)の5行目に、ここで言う砂防関係行政対応の不十分さというのが書いてあって、これも具体的にどんなことを言っているのかというのと、あと、もう一つ改善に努めなければならない、これ表裏というか、繰り返しのかもしれないですが、これが具体的にどういうことなのかというのを追記してもいいかなと思ったので書きました。

○杉本砂防課長

先ほど来、清水さんの文章でも言ってたように、伊豆山港のああいう事例を見た時に、追加指定の話が事務所内で何も出てないっていう話も含めて、その時点、時点で、砂防として何かできたんじゃないか、というところの事務所内での検討とか、当然それが砂防課にも上がってきて、砂防課内での議論がされていたのかどうかというところが、行政資料上から見受けられないので、そういうことをここでは言ってるように思います。

そこがですね、文言の基、添付資料の16番に、去年の夏に出しました見解の、一番冒頭の前段のところで見解を述べる経緯と言う所につながってしまっていて、その大きく段落で分けると3段落目のあたりからになりますけれども、砂防法においては、指定地区域外だから関係ないということではなくて、もっとできることがあったんじゃないか、というそういう、このくだりの部分につながっています。改善に努めなければということもそういうことです。

○大川井森林保全課長

分かりました。その次が6ページの4(2)②なんですが、先ほど、清水さんが言われたのに近いと思うんですが、他法令により管理可能な状態である場合は、必ずしも砂防指定地に指定することは要しないと考えられる、としています。特別委員会の提言では、開発面積等の理由から許可規制の網に入っていない状況などから、規制できる部分については規制を行う必要があったのではないかと、との問題提起がされているので、このことについて少し触れてもいいのかなということ記載しました。ここは検討いただければと思って。

○杉本砂防課長

これ、特別委員会の時に、難波さんが言ったのかな、自分は言っていないと思うから難波さんだろうな。要するに、今は森林法が1ヘクタール、土採取が1000平方メートル。

○福田土地対策課長

1000平方メートル、2000立法メートルです。

○杉本砂防課長

1000平方メートル、2000立法メートル。それ以下、なので土採取規制条例に合致しないくらいの面積と土砂量の場合の対応が抜けているから、そういう所にも対応できるように指定すべきじゃないかということを行ったんですね。やはりそれだけの規模感の土砂が出てきたとしても、さっき言ったように、既設砂防堰堤がもう4000立法メートル溜められるだけの容量を確保できているので、規模感的には、それくらいの小規模なものについても既設砂防堰堤で十分対応できますよ、というスタンスでの答え方を当時させていただいてます。だから、どちらかというところ今の視点というのは、ここが風致地区条例に今回、ある意味、砂防だけじゃなくて、風致地区条例でも対応できた部分にもなってくるのかもしれないですね。

○大川井森林保全課長

そうですね。次が7ページの3ポツ目ですが、多分、今の回答と同じになるのかなと思いますが、森林法や土採取等規制条例の適用を受ける場所であることから、土地所有者にこれらと重複して砂防指定地の指定の同意を得ようとするには無理があるとの主旨で記載されているんですが、森林法で言うと、1ヘクタール以下の開発については伐採届の義務しかないので、砂防指定地の指定の同意を得るために支障になるような制度じゃないのかなと思えるんですが、そこはどのような考え方によるものなのかなと。もう一つ、最後のポツは、開発が進んだ時に、再度、指定の必要性を考える必要はなかったかという、これは先ほどからずっと話をする中で整理されてきたのでこれはいいです。

○杉本砂防課長

そうですね。確かにその面積要件があるので、面積要件に合致するものというイメージですね。

○内藤総務局長

よろしいですか。最後、区域指定は、というところはいいですか。

○福田土地対策課長

これはもう一度飛ばしてください。既に終わっている話なので。

○内藤総務局長
ここで休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長
それでは再開します。5番のところから。2ポツ目のところ。

○清水総務局参事
これは飛ばして下さい。いいです。はい。

○杉本砂防課長
じゃあ、8ページをお願いします。

○望月盛土対策課長
8ページと9ページ。提案的な意味合いです。提案というか独り言だと思っていただいて。8ページの二重丸の所です。何かというと、砂防課から出てきた資料を見ると、国が指定をなさいと通達でも書いてあるし、ヒアリングして面指定をなさい、再検討しなさいと言っているのに関わらず、県もじゃあもう1回検討しますと。実際、用地交渉を試みたら、思うように進まなかったって言って終わってる。結論的には、県は面指定をせずに標柱指定をしているという格好になっているので、国の考え方とは真逆な結果になっているので、もう少し説明というか、詳しいことを言っておかないと。
国の方針と県の結果は、何か合っていないという格好なので、それはちょっと入れておいた方がいいかなということです。国が一番ベストは、面指定するのが一番いいんだろうと思うんだけど、と誤解を生じてしまう。ただ、現実それをやってしまうと事業が進まないから、当然必要最小限の構造物の早いところだけ標柱指定をしようというのが当たり前で、実態だと思うんだけど、ただどうしても、治水砂防上面指定をしないとイケないということも当然あるし、やるときに率先してやるところもそんなになんかと思うので、単純に国の基準をそのまま使って、全て面指定をするということもいらないのかなと現実問題、実務上、ということもあるんで、国の基準をそのまま使うのではなくて、鵜呑みにするのではなくて、ある程度県の基準みたいなものを作って、それに基づいてやっていますという方が、透明性を確保できるし、国に対しても我々の県の基準に基づいてやっていますと。最終的に決めるのは国という方が、透明性を確保できるし、国に対しても我々の県の基準に基づいてやっていますと。最終的に決めるのは国、我々は進達するだけなので、そういうのはあるんだけど、そういうのを作っておいた方がいいんじゃないか、ということで提案的な意味合いです。それが書いてありますのが8ページ。
9ページですが、これは何が言いたいかというと、今、交通基盤部で杉尾、日向の関係で行政対応の検証をやると聞いたことがあるんですが。

○杉本砂防課長

関係者のヒアリングは今やっていて、多分やるんじゃないの。

○望月盛土対策課長

例えば、その結果と今回の結論というのは当然リンクするのかなと思うんです。結果的に砂防(指定地)を指定していれば(今回の災害を)防ぐことができたのではないかという論点が提起されていると思うので、で、実際そうかどうかというのは、非常に疑問だと思っていて、それは当然、実際、杉尾、日向がそういう実態があるわけですよ。それも理由があると思うんですよ。

その当時、熱海(土石流災害の)前までは、ほとんど現場に行くことがなかった。熱海以降はそれに対応しているというのであれば、だったらじゃあ今後、今回の被災を受けて、管理の仕方をどうするのかで大きく変わるし。単純に砂防を全部指定しなかったらおかしいんじゃないかという議論じゃないと思うんだよね。なので、ここで結論を出すのではなくて、杉尾、日向の検証を踏まえて、トータル的な検証をすとか、そういう言い方でもいいのかもしれない。

○杉本砂防課長

今の話、さっきの一個前の話もそうだけど、今回も面指定の問題というか、砂防指定の指定の問題が、やっぱり一つあったので、砂防課として、もう一度、砂防指定地の考え方についての通知文を各土木事務所に出しました。

また、次回も含めて、何かの機会に皆さんに示しますが、一応そのような形で、基本的な今の砂防指定地をどういうふうにかけていくのかということについての、一応県なりの見解を示しているということがまず一つと、先ほど来出ている、新たな県の基準を設ける、ということについては、他県の状況を見た中で、一つのやり方としてあるので、ちょっと考えさせてもらいたい。うちだけ何か作ってやっていくというのは、ちょっと。基本的には国が、国土交通大臣が指定するものなので、国がやはり基本的なものは沿ってやらなくてはいけないってところがある中で、新たな基準を設けてやることに対して、本当にいいのかどうかも含めて、再発防止の一環として、静岡県やりましたという言い方もできることもありますが、ちょっと考えたいと思います。

○望月盛土対策課長

国の基準は原則面指定となっている以上、そうすると、それをやらない理由というのが必要になってしまうのでは。

○杉本砂防課長

そこを聞いても、あくまでも、治水上砂防的に必要なところが砂防指定地になるんだから、そこはちゃんと現場の状況を個別具体的に判断してやってくださいというのが、基本的な。その個別具体的というのを、職員がやるのではなくて、あるちょっとした委員会、学識みみたいなものがあって、そこで定期的にかけるとか、何回もかけるんじゃないかと、10

件あったらかけるとか、そういう、数がどれだけあるのか分からないけど。そういうのが必要なのかなど。これが非常に負担になるんだったらしょうがないので、そんなのいいと思うんだけど、年間10件、20件かけるといようなときがあったり、他に何か普通の委員会があったとして、そういうときに学識委員とかにこういう考え方があって、国の考え方がメインなんだけど、そこまでやってしまうと、非常に事業が遅れてしまうから、こういうところについては、個別具体的にやれと国からいわれているので、ここだけは面指定をします、ここだけは標柱指定をします、とかというように、お墨付きをもらうとか、そういうのがいいのではないかなど。一応、御意見は承ります。

○内藤総務局長

望月さんまだありますか。

○望月盛土対策課長

10ページの質問というところ。これ何かというと、特別委員会があって、その中で、参考人の方が資料提供した中で、土砂警(土砂災害警戒区域)のところがあって、それに対して、西原県議がコメントしている。

○内藤総務局長

土砂災害防止法の話ですね。9ページに戻っていただいて、今、望月課長からの御提言等について、砂防課で検討していただけますでしょうか。

○杉本砂防課長

はい。ちょっと大きな話ですので、すぐに基準を作れるかどうかということも含めて、全国的な調査も、アンケートも出した中での対応も考えられるので、一応、この検証委員会の中でどこまで具体的に話ができるか分かりませんが、ちょっと、検討させてください。

○内藤総務局長

そうですね。この報告書の中では、方向性だけでもいいと思うので。

○杉本砂防課長

できるかどうか分からないですが、そういう新たな基準、県の基準についての考え方を今後整理していきます、というところを持って行ければいいかなと思っていて、それが色々やっていったら、できなかつたらできない、できたらできたでいいし。一応、前向きに考えたいです。

○内藤総務局長

はい。次お願いします。「上記と同じ」って何なの。

○清水総務局参事

これは「(4)に書いた内容と同じです」という意味で入ってたので、(4)をやってあげばいいと思うので飛ばしてください。

○内藤総務局長

じゃあ最後、まとめの方に関するものですけど、元の資料の8ページの4行目以降、最後の最後ですね。この対応としてというところなんですけど、今後の対応として砂防指定地監視員や職員による指定地の目視による巡視とありますが、指定地の目視をやっているだけだと、結局、追加指定が必要だという判断が正しくできないんじゃないかと。要するに、上流部とかあの辺までよく見ないと追加指定がどうかと判断ができないんじゃないかということです。よって、指定地の周辺だとか、上流部の巡視も行うべきではないかと。その上で、治水砂防上、追加指定が必要と判断されれば、面指定や他法との重複指定を検討するべきではないか、という意見を出させていただきました。

○杉本砂防課長

ある意味ごもっともなんですけど、実際にこのことを考えると、当然ながら、上流部、流域全体を定期的に職員がパトロールできるかということ、できる溪流もあるけど、とても流域が大きくて、奥が深く、山も深く、急勾配だっているところもあって、ちょっと一概に全ての所をやりますということは、なかなか難しいですね。ここで言っているまとめは、逢初川に限定させてもらうことであっても、他人様の土地を巡視するというのもなかなかどうなのかなど。何を持って、相手の土地に、民地に入っていくかということもあるので、色々なそういうところの課題も整理した上でないと、なかなか流域全体の監視というのは難しいなと思っていますが、とはいうもののやらないというわけにはいかないと思うので、できる範囲でということになってきますが。

○内藤総務局長

なかなか不可能なところも多いということなんです。

○杉本砂防課長

ですので、衛星を使った監視というのが、今、一つの新たな手法として、出てきている部分もあるので、そういうような新技術、新工法じゃないけど、そういうようなものも活用しながら、人がいない中でいかにそういうような現場を把握できるかというところは、本当に考えていかなきゃいけないと思います。

そこはちょっと、色々課題がある中で、そういう中で今できるのは、そこに書いたようなところは、十分今の時点でもできる取組ですので、堰堤の堆積状況とかそういうのはもうすぐできる内容ですので、その辺は速やかに実施していくと書いたように、既に取組を始めてるところですので、やっていきたいと思っています。

○内藤総務局長

今、衛星というお話も出たんですけど、例えばドローンだとか、そういうものを使ってというの。

○杉本砂防課長

ドローンで写真を撮ったりとかというのは、今、土木事務所にもドローンがあるので、そういうのは簡単にできるんです。ただ、それを定量的に把握するという所になってくると、なかなか難しいかなということと、あとは、どうしてもドローンの場合は、木が砂防堰堤の上流があって、当然木が生い茂っていて、地山の状況というのはなかなか把握することが難しいんです。ですので、3次元点群データみたいなものであれば、ある程度地山の高さというのは、測ることができる測量技術もあるんですが、そちらまでいくと、結構お金がかかるということもあって、その辺のコスト面のことを考えた中で、いかに現地状況を把握するのかというのは、多分、盛土対策課も今は盛土の関係でいろいろ取組をされてるので、ちょっとそういうところの取組等とも、タイアップしながら考えていく課題として今は思っています。

○望月盛土対策課長

これ最終的な結論として、今、人工衛星の話が出たので補足しますと、今、実際に衛星を使って監視をやってるんです。それは普通の光学衛星。だから本当に写真と一緒になんです。だから木とか葉っぱがあると分からないんです。最近、サー(SAR)衛星という特別な衛星が結構飛んでいて、それも今までは地形の変化が取られるのは、非常に細かなところは分かるんだけど、大きな盛土は分からなかった。それが最近色々な技術が発達して、もしかしたら3次元点群データを取れる、というようなところがあって、それを今我々、来年度の予算要望をしようと思っている。

○片山廃棄物リサイクル課長

部の方針として。

○望月盛土対策課長

お金がつくか分からない。ただ高い。最新の技術を使うから。盛土新法ができた。それがあと1年か2年後には本当に施行される。そうするとある程度の問題点が解決されると僕は思う。ただそれまでは1年、2年はかかるので、当面は何か対策を考えなくちゃいけない。それと、新しい法律ができるより強化されます、というような説明になるのかなと思うんだけど。

だから、砂防についても本来は、極論で言うと砂防指定地に指定するのが一番いいんだろうけど、それは現実的じゃないし、私権の制限をかけるというのはできない。ただ、盛土新法というのはかけなきゃいけないんです。はっきり言って。機械的に。なので、それはもうほぼ全域かけなきゃいけない。そうすると、もしそこで開発行為というか、盛土だけだよ。盛土が発生すると、当然申請が必要になる。あと面積要件がある。どうしても

3000 平方メートルとか大きい面積になってしまう。だったら、3000 平方メートル未満をどうしようかという議論が出てくるんだよね。

○杉本砂防課長

やはり面積要件があるんだ。あまりメリットがない。砂防にとっては。

○内藤総務局長

この最後の記載について、もう少し望月さんから言われたような、何かその予算要求の後押しになるような記載にできますかね。

○杉本砂防課長

要するにその開発行為に対するのは、砂防だけじゃなくて、他の法律もあるじゃないですか。だから同じようなトーンで書いた方がいいんですよ。

○内藤総務局長

そこはもう全体を見る中で調整をしていくということで。

○杉本砂防課長

ちょっと考えます。

○内藤総務局長

はい。分かりました。次に清水さん。

○清水総務局参事

1 段落目とあるのは、このまとめの所の 1 段落目の記載が今年の 5 月に出した県の見解と対応と確か同様の記載だったと思われるので、見解と対応の公表からもう 1 年以上経っているので、もしこの 1 年の間に何か取り組まれてるようなものがあれば、そういったものも加えていくなどした方が、もう少し具体的なものがあるのであれば、そういうものも記載した方がいいと思ったので、このように書きました。何か具体的なものをイメージして書いたわけではないです。

2 段落目の方は、この記載の中で、砂防監視員と職員による指定地の目視による巡視とあるので、監視員は、当然そうなんです、職員も実施している部分があるのであれば、その状況も事実関係にも加えてもいいのかなと思ったもので、これはまとめのところという意味ではなくて、事実関係の方にもし加えられるものがあれば、加えてもいいのかなと思ったので書いたものです。以上です。

○内藤総務局長

それについて検討していただいてよろしいですか。

○杉本砂防課長

はい。

○内藤総務局長

10 ページは、さっき望月さんのはこれは土砂災害の方で。

○清水総務局参事

自分が資料をまとめる時に、二つまとまっていたので、砂防法の方に入れてしまいました。すいません。

○内藤総務局長

最後は。

○福田土地対策課長

最後はちょっと気になったため書いたんですが、トータルとして何となく表現が弱々しいなど思っていて、行政裁量として認められる範囲内という表現があちこちにあるんですが、むしろ当然の話なので、「妥当な判断であった」という表現にした方がいいんじゃないのかなと思います。

○内藤総務局長

これもまた全体の書きぶりの中で。長くかかってしまいましたけど、砂防法については確認を一応終わります。その他よろしいですか。とりあえず一旦終わりということで。

それでは杉本参事には、後日回答になった事項については次回会議で御報告をお願いします。ただ今の議論の結果を、後日御報告いただく部分も含めて、それらを踏まえて、次の次の会議、第5回の会議の前までにこちらの方で論点整理の案を作成いたしまして、第5回会議の際にそれを深掘してまいりたいと考えております。

ここで一旦休憩します。

(休憩)

○内藤総務局長

それでは、引き続き都市計画法について意見交換をしたいと思います。

先ほど同様に、意見提出委員から説明をお願いします。

○清水総務局参事

11 ページの1番の(1)は、見せ方だけの話です。

○福田土地対策課長

無許可開発の区域が特定できないんです。筆番は確かに分かっていますが、特に届

出とか許可があったわけではなく、行政処分のおきも、「君たち、こっからここまでの区域やっただでしょ」という特定をしてないものですから。

○清水総務局参事

あとはそうすると、後に行われた開発許可の申請がされた区域というのは。

○福田土地対策課長

それはもちろん分かる。

○清水総務局参事

なので他と同じように、やはり一番最初にはその土地がどういう状況で、(行政対応の)対象となる場所がどういうところか分かるようにした方が分かりやすいと思うんですよね。

○福田土地対策課長

そうなんですよね。確かに。この話は確かに仰る通りとおりにんだけど。

○清水総務局参事

分からないものは分からないので、場合によっては、地番だけで書くとか、そういう方法はあるかもしれないですが、どういうやり方があるかというのをまた考えられればいいかなと思います。ちょっとどういう見せ方が考えられるかはまた調整できたらと。位置関係とか分からないと、なかなか検証するにしてもイメージが湧かないのかなというところがあるので。

○福田土地対策課長

やるとなれば、さっき言ったみたいに筆番で特定するしかない。

○内藤総務局長

筆番で命令を出していましたよね。何か。

○福田土地対策課長

措置命令を出しています。

○内藤総務局長

そこで落としてみるしかない。

○福田土地対策課長

筆番で困うしかないですね。

○清水総務局参事

そこは、他の地域も同じなんで。分かりました。次に、(2)アの■■■■■というところ。

○福田土地対策課長

ここで旧所有者というのは、■■■■■のことを言ってますか。

○清水総務局参事

■■■■■のことで。これ関係ないですか。関係ある人だと思っているんですが。

○福田土地対策課長

あるでしょう。■■■■■の名が■■■■■のあちこちで出てきます。

○望月盛土対策課長

いろいろな人が入っているんですよ。会社の名前が一緒なんだけど、従業員とか。

○片山廃棄物リサイクル課長

従業員とか言ったり、代理人とか。その代理人というのがよく分からなくて。で、その時に委任状とか持ってきてるわけでもないのですね。

○清水総務局参事

委任状とかありましたよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

委任状もついてたのはあるんだ。

○福田土地対策課長

だから関係性はあったんですよ。間違いなく。

○清水総務局参事

基本情報として分かればと思ったので書きました。

次に(2)イですが。これもただ書きぶりだけの話なんですけど、確か公文書に、④無許可開発区域のところというのは、⑤区域に土を入れるための土を④無許可開発区域から持ってくるために、やっていたということが書いてあったような気がするんで、そういうふうに相手は言っていたということ、事実関係として、入れてもいいのかなと思ったのでこのように書かさせていただきました。

○福田土地対策課長

そうですね。確かに公文書上その表示が出てくるんだけど。よく分からない。

○清水総務局参事

2つ目のポツはさっきの場所の話なので。

○福田土地対策課長

これも同じですよ。

○清水総務局参事

「D001」に1.1ヘクタールとの記載があるのですが、これは何の広さのことを言っているのかよく分からなかった。

○福田土地対策課長

1.1ヘクタールの土採取の届出が出ていて、その公文書が残っていれば確かに分かるんだけど、受理されていないんですよ。

○清水総務局参事

受理されていないんですか。

○福田土地対策課長

1.1ヘクタールならそもそも熱海土木ですので、そこは熱海土木にも聞きましたが、受理されていませんでした。

○清水総務局参事

確かにそうですね。上部の土採取場ってところがこの無許可開発区域のこと言っているということですね。

○福田土地対策課長

そうです。1.1ヘクタールという根拠がよく分からないんだけど。

○清水総務局参事

括弧書きにしてあるのは、さっき言った、後の(開発行為の)許可申請の区域とその規模は分かるんじゃないかってことです。

○福田土地対策課長

地目変更された面積というのは確かにその通りでなので、これは分かるんですが、正確な面積はちょっと分からない。面積を確定させようとするのは難しい。

○清水総務局参事

そこは分からないなら分からないままでしょうがないとは思いますが、あとは、何か分かるものがあればという趣旨でした。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

(2)イの所に、何で入れたのかがちょっと自分でも分からなくなってしまったんですが。

○福田土地対策課長

いいです。仰ることは分かるんです。分かるんですが、元々の話になるけれども、正確な面積はちょっとどこにも出てこないものですから。

○清水総務局参事

そこは分かる範囲の所で。次のポツですが、(2)イの所になんで入れたかが分からなくなってしまうんですが、気になってるのは、④区域と⑤区域って関係してるというところなのですが、ごめんなさい。ちょっとこれは飛ばしてください。

○福田土地対策課長

さっきの1ポツ目の話ですよね恐らくね。⑤区域の土を取るための④区域だったという。

○清水総務局参事

(4)も上から見ていったときに分からなかったので入れたんですが、この後見てくと、森林法とか廃棄物処理法とかの関係性は分かってくるので、これはいいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

で、その資料を清水さん、これをくれたんですか。

○清水総務局参事

この資料は、(県の)ホームページに令和3年10月に公表された④区域の(宅地造成)関係の公文書ということで、ホームページに載ってるものを全てです。

○片山廃棄物リサイクル課長

ということですよ。ホームページに出ているものですよ。

○清水総務局参事

そうですね。以上です。

○福田土地対策課長

次の(4)についての記載は、土採取条例や風致地区条例が関係法令に含まれるのではないかということですね。

○内藤総務局長

ここにそれも書けということか。

○福田土地対策課長

書きましょう。分かりました。

○内藤総務局長

他にないですかね、1番の関係は。いいですか。では2番の当該土地改変行為に係る所管法令上の制度の概要のことについての意見。

○清水総務局参事

(1)、(2)で括らせていただいているんですが、これはこうした方が分かりやすいのではないかと、と言うことで、初めて見る人にも分かりやすいのではないかと趣旨で入れたものです。

○福田土地対策課長

開発許可制度とはなんぞやっていうところですからね。

○清水総務局参事

ええ。なので、まず一つ目のポツが、許可申請するに当たって一体何を申請するのかということを明らかにした方がいいんじゃないかというところ。あとは開発許可なので、許可に当たっての基準があると思うんですけども、その基準が何かというところも、明らかにした方がいいと。そういうところですよ。

○福田土地対策課長

ここに元々の説明の所を書いてある2の(1)イですよ。開発行為とはなんぞやっていうところで、建築物の建築の用に供する土地の区画形質の変更なんですけど、これを説明しだすとえらいことになるので、それをどの程度書くのかと思うんですけど。

○清水総務局参事

これは対象ですもんね。基準じゃなくて。

○福田土地対策課長

でもこれが基準なんです。これが開発許可の対象になってくるので。

○清水総務局参事

許可基準がどうだっていうのはないんですかね。

○福田土地対策課長

これなんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

これは面積基準って言った方がいいですか。

○清水総務局参事

これって、規制の対象になる要件なんじゃないですか。

○福田土地対策課長

要件がこれなんです。要するに何だろう、土の切り盛りをするわけですが、その中で例えば地目を変更すればもちろんそうだし、元々例えば山林であったものを宅地にしますというのがそうです。なので、その開発してもいいですよって判断をする時に、森林だったら四つくらい基準があるじゃないあるじゃないですか、そういうものって開発許可ってないですか。言葉とするとこれで、何が該当するかというと、まず、そこに、建築物の建築をしようとする、それから、区画形質の変更、例えば見切りをつけるとか、形状を変えるとかです。

○清水総務局参事

建物を作るのであれば、作ろうとしてる建物が、こういう基準に合致してなきゃいけないというものはないんですか。

○福田土地対策課長

建物は建築基準法上でいう建築物が該当します。建築物の定義は、建築基準法でいう建築物です。

○清水総務局参事

それは規制の対象になる建物が何かってことだと思うんですが、じゃあ、こういう建物を作りたいので開発許可を求めますとなった時に、じゃあ、「許可します」という際の許可の基準というのは特にないんですか。申請すれば許可になるということなんですか。

○福田土地対策課長

もちろん技術基準は必ず満たさなきゃいけません。例えば道路の幅員が6m以上とか、たくさんあります。

○清水総務局参事

確か法律や規則にいくつか載ってましたよね。先ほど信用の話とかもしてましたけど。なのでそういうものが基本的な情報としてあった方がいいのかと思って。

○福田土地対策課長

その辺は抜いてあるんだけど、分かりました。どうやって書いたら分かりやすいか考えます。

○清水総務局参事

そうですね。ちょっとどれぐらい(の数の基準があるのか)分からないので、あまり膨大で煩雑になるとちょっと考えたほうがいいかもしれないですが。

○福田土地対策課長

そう。まともに書くと膨大な量になるので。

○杉本砂防課長

許可基準というか、要するに申請をした時に、どういう項目をチェックするかというところで、例えば防災施設があるのかどうかとか。

○清水総務局参事

そう、どういうところを見るのかって、その許可するときですね。

○杉本砂防課長

細かい基準がいっぱいあるので、それは別の資料にして、何をチェックするのかとか。

○清水総務局参事

そうです。項目というか。

○福田土地対策課長

作ってみます。

○清水総務局参事

次のポツですが、これは、⑤区域においては許可してから1か月後に現地確認に行っているものですから、通常どういう関わり方をするのかというところが、一般論として分かればと思い書いただけです。許可したら、その後はあまり確認しないという感じが普通なんですかね。

○福田土地対策課長

事業完了の届出が出てくるので、完了検査をします。

○清水総務局参事

完了届が出てくるまでは、基本的には特にアプローチはしないで、その後は事業者に委ねているような。

○福田土地対策課長

はい。

○望月盛土対策課長

写真とか何もないんだけど、我々土木だと、検査とか行くのが当たり前なんだけど、開発行為なのに一回も行かないっていうのが、それが問題なんじゃないかなと思っていて。なので、やり放題で。あとたまたま現場行ってみたら開発されていて、知らない間に伐採されていた。それがおかしいんじゃないかと。

○福田土地対策課長

特に中間報告を求めているとかそういうのはないんです。

○大川井森林保全課長

森林法だと、防災施設から先行してやりなさいと指導していて、沈砂池だとか調整池だとかができる、防災施設の完了を確認に行くとか、段階的に(確認に)行ったりしているんですが、そういうのはないんですか。

○福田土地対策課長

さっき言ったみたいに技術基準の中で、排水施設、容量が十分あるかどうか、そういった細かな基準があるんですが、それを満たしているかどうかを、途中で、例えば許可して1か月後に行くとか、そういったものは確かにないですよ。

○杉本砂防課長

許可通りに作ったかどうかという確認は特になっていないというか。

○福田土地対策課長

なってないです。

○清水総務局参事

この案件、⑤区域(の宅地造成についての)が公文書を見ると、非常に嫌な感じがするものですから。

○福田土地対策課長

業者がこういういい加減な業者だと全然経過の記録がない。

○清水総務局参事

そうですね。工事をやった後に、許可に付した条件どおりに施工されてるか、写真を撮るようにとの条件を附しているんで写真の提出を求めただけど、「俺は撮れって言ったんだけどあいつが撮らなかった」みたいなことを言って、結局(施工状況を)確認できなくて、

「じゃあ壊せっていうんですか」みたいな、そんなやり取りをしていました。なので、工事の施工に不安を覚えるような事業者に対しては、ちょっとうるさいくらいに、「どうなった、どうなった」、という感じで、現地確認したりしてもよいのではないかと思います。

○福田土地対策課長

そうですね。当然立ち入り検査権はあるので、いつでも見には行けますが、かといってそれが法制化されてるわけではないです。

○片山廃棄物リサイクル課長

最初のところで許可して、最後は検査済って事業管理で確認するという、そのところしかない。

○福田土地対策課長

申請通りに行われていたかどうかは、業者側の証明することであって、許可権者の方で、途中それをチェックする場面は確かにないんです。

○清水総務局参事

⑤区域(の宅地造成について)は平成14年の12月の終わりぐらいに都市計画法の許可をしていて、その1年ぐらい前に宅造法の許可とか確かやっていて、14年の12月に許可をされて、15年の2月の6日か7日ぐらいに現地を見に行っているんです。なので逆に言うと何で見に行ったのかなというところがありまして。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうすると、宅造法と都計法との両方がかかっているということですか。

○福田土地対策課長

そう。

○片山廃棄物リサイクル課長

でどっちも中間(検査して)で見るみたいなはない。

○福田土地対策課長

そういう場面はない。

○片山廃棄物リサイクル課長

ないんだ。

○杉本砂防課長

写真管理も、どのくらいの頻度で写真を管理するかというのも、特にないんですか。

品質管理というか、例えばその盛土をするときの品質管理とか。

○福田土地対策課長

基準はあるけれども確かにその基準通りにされてるかどうかというチェックの方法がない。

○望月盛土対策課長

ちなみに盛土新法は、中間検査が規定されてて、申請を県又は政令市にして、4日以内に検査をしなければならないんです。4日以内。で、もしそれを申請をせずに次の工程に入ってしまったら罰則。懲役1年又は100万円。

○清水総務局参事

そこでもうそれだけやるんですか。

○望月盛土対策課長

だけど県は必ず行かなければならない。4日以内に。それ中間検査。で完成検査はやはり元々都市計画で規定されていたから盛土規制法の中では、完成検査という概念がなかった。だけど、これ非常に複雑で、都市計画法と宅造法はほぼ一緒なんだよね、内容的に。で、市町にほとんど都市計画法がおりていて、で、宅造だけは今度県に来る。県と政令市。そうすると、都市計画法の開発行為の申請を市にして、盛土のところだけは県が検査をすると。県に申請が上がってきて、県が中間検査をする。完成検査は都市計画でやるという。複雑なんだよね。そういうのがちょっと問題視されている。みなし規程というか。だけど中間検査がかなり厳しくなるのは事実。

○福田土地対策課長

ちょっと担当に聞いてみます。この辺は、途中、書類が出てくるとかあるかもしれない。

○清水総務局参事

次の四つ目のポツは、これはいいです。確か(条件が)多分あったと思うので。許可書の後ろに条件付いてると。あれが普通に付く条件、案件ごとに違うのかどうかというのはちょっと分からないですが。

11ページの最後のポツがですが、18年の4月に市に権限移譲をされた時に、県が市に対してやったこと、研修をやったのかとか、何かマニュアルを提供して質疑応答集を提供したかとか。

あとは先ほど、「ない」と仰ってたような気がするんですが、公文書の引き継ぎをされている感じがあるので、通常であれば、文書目録みたいなものを作成して、お互いにその目録を持ち合ってるみたいなところがあるのであれば、そういったことも分かるようにした方がいいのかなと思います。あくまでも制度の概要としてというところですけども、あるかないかというところも含めて、後で確認をしていただけたらと考えています。

次の12ページですが、措置命令の規定があるんですが、具体的に措置命令にはどう
いう内容の命令があるのかというところ。何と言うか、種類というか、求める行為の
中身というところを例示できれば、その方が、単に措置命令という言葉だけでなく、
「こういうことやったら、こういうふうにしなさい」という命令がされるということを例示
できればその方がいいと思ったので、このように書かせていただきました。

最後のボツなんですが、手続きの流れということで、フローを入れていただいているん
ですけれども。

○福田土地対策課長

ほとんど該当しません。

○清水総務局参事

もしそうだとすると、スペースをとりすぎてる気がするので、関係するところを抜粋して、
もうちょっと簡略化してもいいかなと思っていました。

○福田土地対策課長

分かりました。了解です。

○清水総務局参事

以上です。

○内藤総務局長

いいですか。2番については。

じゃあ、3番の当該土地改変行為における事実関係の整理の表についてです。これは
自分です。D001に、無許可開発を発見した時点、これは発見したときだと思うんですが、
熱海土木の方で、「西側市道脇にガラス瓶を細かく砕いたチップ状のものが袋に入って
積み上げられ、プレスされた乗用車の車体やトラックの荷室もあり、埋められる恐れがあ
る。」ということが書かれていますね。復命書ですか。これはその後どうなったのか、それ
が確認できなかったものですから。ちょっと私が見たりないのかもしれないですが。

○福田土地対策課長

いや、これは確かにはないんです。

○内藤総務局長

ある時点で見に行ったらもう消えてたみたいな感じなんですかね。

○福田土地対策課長

そうなんです。

○内藤総務局長

どこに埋められたかは分からなくて。

○福田土地対策課長

どこかに埋められてるといふ噂がある。

○内藤総務局長

どこかに埋められてる。まだ確認ができていないということですね。あと、同じようなことで恐縮ですけど、D64という文書の次の1枚めくっていただいて、伐採されたとみられる木が大量に放置されていると。これについて、どうこうっていうことは、書かれてる感じが無いんですよね。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

これは一体何なんだという認識を持っていて、どういう対応をしたのかというのが知りたいんですが。

○福田土地対策課長

当時開発のときに出た木で、伐採した木を大量に積んであって、当然処分しなさい、埋めちゃ駄目です、と言っていた。

○内藤総務局長

言っていたと。その記録はありますか。

○片山廃棄物リサイクル課長

こちらの追加でもらった方に書いてあったんですか。

○福田土地対策課長

木については当然のことながら盛土をするときには、埋めちゃいけないという指導をしています。

○内藤総務局長

その結果、どういう対応をしてくださるかは分からない。

○福田土地対策課長

それは分からない。

○内藤総務局長

ただこの場所から消えていたということでもいいんですか。指導をして、ここからは取り除かれてどこかに埋められたのか。

○福田土地対策課長

この場所がそもそもどこの場所なのかが分からない。

○内藤総務局長

それも知りたいんですが。

○福田土地対策課長

D64 に関しては、また当時見に行った職員にも聞きます。

○杉本砂防課長

本当にいるんですか。自分も聞きたいです。

○福田土地対策課長

■■■さんに電話したら見に行った記憶があると言っていました。

○内藤総務局長

ぜひよく思い出していただいて。

○望月盛土対策課長

で、どうしたんですか。

○福田土地対策課長

あまり細かく聞いてないです。実はこのとき行ったかどうかとかそのぐらいしか聞いていないんです。

ちなみにですね、この文書に関して、■■■さんの文書だったんじゃないかと思っています。というのも、頭の供覧文書に■■■さんが判子を打ってるんです。この文書は■■■さんは記憶があるんだけど、その 2 ページ目以降、ここからの部分については■■■さんは全く記憶がないそうでした。

○清水総務局参事

そうなんですか。やはり別の文書なんですか。

○福田土地対策課長

これに関して、熱海土木から何か報告を受けてたという記憶がありますかと聞いたが、全然覚えてないと。その程度のものようです。

○内藤総務局長

伊豆山、これ何て読むんですかね。D64 の土地の名称のところ。

○福田土地対策課長

この文書はあんまり関係ないんですけど。防災工事の計画書についてですよね。

○内藤総務局長

この XXXXXXXXXX とかですね

○福田土地対策課長

全然リンクしてない。

○内藤総務局長

全然リンクしていないんですか。

○清水総務局参事

この文書の中身と、この後の図面と写真は全然リンクしていないんですか。

○福田土地対策課長

全く関係ないです。この形で供覧されたわけではなくて、防災工事計画書で1セット、あと位置図と写真で1セットになってると思います。

○清水総務局参事

これ(防災工事計画書のこと)本当はペラということですか。

○福田土地対策課長

そう。これだけ。恐らく最初こういう具合にして中に綴られていて一緒にしてしまったんだと思うんです、きっと。

○内藤総務局長

この写真と、この赤枠は一緒ですか。

○福田土地対策課長

もちろんこれは一緒です。

○清水総務局参事

これオリジナルももうこんな感じになっているんですか。オリジナルというか、本当のオリジナル(もともと土地対策課に保存されていた文書の意)って言えばいいですかね。

○福田土地対策課長

おそらく熱海土木の中では供覧されていて、熱海土木にはきっとそういう文書があったんでしょうが、本庁に送られてきたのはこの形であったということです。

○清水総務局参事

これは本庁に保存されていた文書なんですよ。

○福田土地対策課長

■■■さんなり■■■さんなり、当時土地対策室にいた誰かの、ファイルを今回公表している。恐らくこういうセットになっていて、それをD64にしたため、見てもらうと分かる通りで、前後がリンクしていない。■■■さんに聞いたところ、確かに行った覚えはある。こんな区域ですかって聞いたら、確かにと、土砂崩れがあったんですかと聞いたら、そんなものはないと言っていました。土砂崩れというよりは何か全般的に水が流れてこうなつたと。

○片山廃棄物リサイクル課長

水が流れたんですか。

○福田土地対策課長

そう。全体的に流れてこうなつたと。

○杉本砂防課長

崩壊箇所って書いてあるけど崩壊じゃないんだね。

○福田土地対策課長

(復命書)を作った人がこんな具合に書いたみたいですが、崩壊してる箇所は確かにあるんですが、新聞で言われたような土砂崩れではなく、水が流れた跡のようです。このときに台風が来てるんです。写真を見てもらうと、日付が030512ってなっているんですが、この前後の日は晴れていて、雨なんか全然降ってないので、こんな具合になるはずがない。この年の5月30日か31日ぐらいに台風が来ていて、恐らくその後に撮った写真じゃないかと私は思っています。

○清水総務局参事

写真の日付も違っているということですか。

○福田土地対策課長

そう、恐らく違っている。こうなるはずがないので。

○清水総務局参事

でもそれはもう分からない。

- 福田土地対策課長
私の勘でしかないんだけど。
- 杉本砂防課長
これってだから、検証委員会の先生にも見せた時に、これっていつの崩壊ですかね。
- 福田土地対策課長
おそらく5月30か31日の、その台風何号が来たとき。
- 杉本砂防課長
という話があって、そんなに大きな崩壊にも見えないし。
- 内藤総務局長
この日付は何なんですか。
- 福田土地対策課長
単純にタイムスタンプが間違ってると思いますよ。
- 内藤総務局長
これは打ったということですか。
- 福田土地対策課長
日付はだから何だろう。
- 内藤総務局長
これは何の日付、どういう機能だ、これ。
- 福田土地対策課長
デジカメで撮ったが、ちゃんとセットされてなかったと思います。
- 内藤総務局長
デジカメの時計が間違っていたということですか。
- 清水総務局参事
それは立証が難しいですね。
- 福田土地対策課長
これはもう私の勘でしかありません。

○片山廃棄物リサイクル課長
西暦だけ合っているという。

○杉本砂防課長
それはもう分からない。

○福田土地対策課長
おそらく■■■さんはそもそも記憶にないし、当時現場に■■■さんが行ってるかどうかちょっと分からないんですが、■■■さんに聞いても日付まで絶対覚えてるわけがない。

○内藤総務局長
そうですね。ただこの場所と、これに対してどういう指導をやって、確認をしたのかという、それだけちょっと、聞きたいですね。ここは。

○福田土地対策課長
そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長
だけど、こっちの福田課長がもってきたこれって、D006をまず見てもらって、これは熱海土木と■■■がやっている話なので、次の2-2の方を見てもらうと、先方の方がガラスくずが歩道の舗装をやるんで産廃ではないとか、上から6、7行目ですね。プレスされた状態で、開口位置にあるのは、車は何か今後何かする予定だとか。

土木事務所もその次の下のところで、報告を要求した資料とは、完了検査を行う際には必ず必要だから、適正な施工のために必要だよと、まずここで釘を刺して、次のD7のPDFの方にいってもらおうと、ここでこれが本庁とやってたやつですかね、熱海土木と。

○福田土地対策課長
そう。

○片山廃棄物リサイクル課長
その中でも、現地の状況で中段ぐらいに、そんなゴミがあるんだよという話があって、下の今後の対応のところ、命令とか何か許可とか廃止とか何か今後の対応を考えますよ、という話があるんですね。

その後、資料の報告を求めてD008という文書に飛んでもらうと、業者がどこに出したかちょっと分かったんですが、ここでこんなことなんですという説明で、いわゆる草木とか、伐採木みたいなものについては、暖を取るために燃やしたと。

○内藤総務局長
ドラム缶等で燃やしました。

○片山廃棄物リサイクル課長

その他の有機物、雑物について具体的に何か分からないけど、土砂以外は土の中に埋める行為はしてないと向こうはそういう言い訳をしてるんですよね。それが1番の所で。2番は申請区域内にあるものについてということで、ガラスくずなんか置いてあるけど、これ何か使うんだ。車両については、とにかく何かする予定でいる。最後の文書でいくと、処理準備中ですよと言っているんで、ここまではあるんですよ。

○福田土地対策課長

自分たちが適正にやっていますということをここでは一応報告はしている。本当にされたかは分からない。

○内藤総務局長

ガラスの破片とか車両というのは許可された区域のことなのかな、これは。

○片山廃棄物リサイクル課長

中と言っている。

○内藤総務局長

で、そうじゃなくて、無許可地域のはさっきの伐採した木とかのことですね。場所的には。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこは分からない。

○内藤総務局長

場所がよく分からない。

○福田土地対策課長

都計法 80 条の資料提出は⑤区域。許可を受けたものに対して資料提出が求められるので、報告が出てきている。許可していない方(無許可開発区域)は、こういうものは求められない。

○片山廃棄物リサイクル課長

対象の中か外かはちょっと分からないですが、D47 になると、これはまた■■■■が熱海土木に行って説明しているんですが、2 ページ、7-4 ぐらいの中段ぐらいになってくるんですが、伐採した樹木について適正に処理されていることを確認できるものがないんじゃないの。そしたら、御殿場の業者に依頼して処理したものが分かるものがあるんだと言って、その資料を出せばいいんだねと言った話があつて。

○内藤総務局長

■■■さんという人。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうは言っても、木のようなものが入ってるように見えないかという、そんな話があるんです。その話があって、D58の8の3という3ページ目というか、下から3分の1ぐらいに業者に依頼して処理したということですよと、その証拠を出してくれよ、まだ提出されてないと思いますよと言ったら、適正に処理したものがあればマニフェスト、これどこで処理したかっていうのがあるんじゃないか。そしたら、まだ提出されていなかったのですか。それは私の方から社長に伝えてますよ。ここまでは、何かやってそうな感じがあるんですけど、この後のところがないんですよ。

○福田土地対策課長

そう。この辺から書類があまりなくなります。

○内藤総務局長

一応指導をしたたにはしてたんだけど、それが最後まで徹底できたのかが、ちょっと確認ができないね。

○福田土地対策課長

そう。業者は言を左右にしてごまかすので。

○内藤総務局長

今の■■■さんでしたね。

○福田土地対策課長

■■■さんは何回も出てきますよ。

○内藤総務局長

■■■さんに聞いてみますか。

○福田土地対策課長

■■■さんでも結果は分からないと言うと思います。

○内藤総務局長

さっきのが15年3月の時点で、■■■さんは15年度もいたので。このさっきの表だと言ったことになっている。

○清水総務局参事

■さんは結論は知らないですよ。

○内藤総務局長

それで15年4月から16年3月にずっと指導してたけど、結論、結果は出せなかったということか。

○清水総務局参事

防災工事だとかっていうところ。

○内藤総務局長

樹木については。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこはちょっと分からないですけど。今のが許可地内ですよ。許可地の中のことをいって。

○福田土地対策課長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

無許可のところは、ないんですよ。

○内藤総務局長

すいません。当時の方にできるだけ確認をしていただけますか。

○清水総務局参事

ヒアリングという形じゃなくて、個別に確認してもらうような形ですか。庁内検証委員会の委員全員でヒアリングということではないですが、そこのやり方というのは考えた方がいいというところで。前の行政対応検証委員会(第三者委員会)では、ヒアリングしたのが全員県の職員で、ヒアリングには変わりはないんですが、検証委員会の委員がヒアリングをせずに、県の職員がヒアリングやっていることについて、そこのやり方がよろしくないのではという疑念を招いた経緯もあるので、今後、都市計画法だけなのか、他の法令でも過去の職員の方に聞かなきゃいけない場面があるかも知れないですが、今回は法令所管課の委員なので、どなたがやっても庁内検証委員会の委員がやったことにはなるので、問題ないと言えらと思います。庁内検証委員会としての体でヒアリングを行うという形も一旦検討した上で、やはり対象法令を所管する委員にお任せしようか、のような経緯を1回経た方がいいと思います。行政対応検証委員会の検証におけるヒアリングについて、県職員がやったのが良くないというような印象を持たれたところがあるの

で、今回の検証におけるヒアリングを行う前に1回、決めた方がいいと思います。

○内藤総務局長

じゃあどういう形でヒアリングするかここでまた決めて、やり方についてはまた次回にでも我々の方から案を出させてもらって。

○福田土地対策課長

例えば私が個々に聞きに行くという形をとるのか、それとも招集みたいな形をとるのか。

○内藤総務局長

そうですね。方針を、案をまた作って、次回また皆さんに意見を聞いて。場合によってはお願いするかも知れないです。バディ制ぐらいにした方がいいのかとか。耳は二つ、四つか。四つあった方がいいのかもしれないし。一人で聞きに行くと、やっぱりニュアンスの違いとかっていうのがあるかもしれないので。

○福田土地対策課長

■■■さんに聞かせて下さいと言ったところ、すごく好感触な反応してくれて、私が個々に聞に行くよりも、自分と■■■さんと二人、いっぺんに聞いてもらった方が、ちゃんとした回答ができるし、そちらとしても都合がいいんじゃないのと言われました。

○清水総務局参事

いっぺんについていうのは、向こうも当時の関係者がいて、皆でどうだっけかみたいにといいことですか。

○福田土地対策課長

もう■■■さんと打ち合わせをしてくれてあると、この前来たときに言っていました。

○清水総務局参事

そうですか。

○望月盛土対策課長

平成17年ぐらいまでは、熱海土木で結構相当しっかりやってくれて、悪徳業者に対しても、対時的なことをやってくれてるんですが、平成17年5月か6月以降にぱったり変わっている。方向転換している。

○福田土地対策課長

人の問題だと思います。

○内藤総務局長

結構メンバーがここで変わってますもんね。

○望月盛土対策課長

それがちょっと引っかかる。それって今までの考え方から変わっていて。

○杉本砂防課長

それって年度途中ですか。

○福田土地対策課長

じゃないでしょ。年度でしょ。

○望月盛土対策課長

おそらく4月か5月くらいに、記録は本当はないんだけど、記録から見ると、数か月でがらりと方針が変わっている。

○福田土地対策課長

■■■■、■■■■がいた頃はバシバシやってる。

○望月盛土対策課長

やってる。■■■■さんも相当やってるし。その次の■■■■さん、■■■■、■■■■さん、その問題じゃないかな。ただそれを先事務所が決めるわけじゃないと思うんだよね。本庁も、■■■■さんのときしっかりやったんだけど、■■■■さんのときは変わっちゃったんだよ。よく分からないけど。

○福田土地対策課長

あんまり危機感がなくなってきたな、という感じがしますね。

○望月盛土対策課長

最初は■■■■さんが出てきてないんだけど、平成17年位から■■■■が急に始めてきて色々交渉してきて警察も入ってるみたい。本庁でも■■■■が来てやってるけど、その時にバックに警察がいるって。相当やり合ったみたいと聞いたことがある。それは言えますね。確かに。そこら辺を、本当は聞きたいなと思うんだけど。

○福田土地対策課長

じゃあヒアリングのやり方はまた決めていただいて。

○内藤総務局長

はい。分かりました。

○杉本砂防課長

D55 の関係の写真のところも含めて、その色のところで 20 年前の土砂崩れということで議論になっているけど、その所の話だと思うんだけど、そこも私も色々聞きたいので、■■■■さんと会う機会を設定していただけるなら、ぜひ私も参加したいです。

○内藤総務局長

はい。次に行きますが、5 ページ(2)(イ)防災工事承認後の公文書の不存在、まさにそのところですね。公文書は存在しないということなんですが、これは当時の担当の方に確認して欲しい。公文書がないんだったら、何で完了届の受理までにこんなに時間がかかったのかとか。2 年後ぐらいですよ、最終的に受理したのが確か。

○福田土地対策課長

そうですね。1 年半ぐらいかかってるんですよ、確か。

○内藤総務局長

なぜそんなになったのかというのは多分理由はあると思うので、それを担当の人に聞いていただきたいということと、完成をちゃんと確認したという記録も全くないですよ。写真もおろか、検査をやった書類もないですし、ない理由も含めて、確認をしたい。

権限移譲で市に文書を渡したとすると、市に引き渡した文書のリストがあるはずだと思うんですが。さっきないと仰ってましたか。

○福田土地対策課長

当時の権限移譲の関係書類を昨日見つけてくれて、見ています。また、熱海市には私が行って、一通り市の公文書を見てきています。

その日に対応してくれたのが■■■■さんなんですが、■■■■の関係書類は自分たちは貰ってませんと言われました。一番長くいる人で、熱海でもずっとこの関係やっていますし、あの方にそう言われたらもうそうなのかと思うしかないんですが、■■■■の関係文書はもらうわけないみたいに言われました。■■■■は終わっているのだから受け取らないが、■■■■はもらいましたとのことでした。

しかし、県の書類を見ると、権限移譲の一覧表があって、■■■■の書類は熱海市に引き継いでいる。だけど、当の熱海市はもらっていないと言っている。

○片山廃棄物リサイクル課長

そのリストの中の他の文書はあるんですか、熱海に。

○福田土地対策課長

ない。どうやら捨てたと、廃棄したと熱海市が言っていますので。だから、ないものはない。引き継いでいないというのは、熱海の勘違いではないかと。

○清水総務局参事

廃棄したというのは何で廃棄したんですか。その理由は、あれまだ案件として片付いてないんですよ。

○福田土地対策課長

■■■■はまだ片付いてなかったの。

○清水総務局参事

いつの時点で廃棄したんですかね。

○福田土地対策課長

そこまで聞きませんでしたけど、廃棄されているらしいです。ですので、熱海市に引き継いだ書類、もしくは元々熱海市にあった書類は、今存在していないと思います。

○内藤総務局長

それでは担当に聞くしかないですよ。

○福田土地対策課長

そう。ですから、これから県の担当にも聴き取るしかないと思います。その辺は。

○内藤総務局長

市に対してやりとりが分かる文書はこれですね。これはもうあるということですね。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

分かりました。次に行きます。D81、ここに添付されている。

○福田土地対策課長

黒い屋根の家のことですよ。

○内藤総務局長

これは建築安全推進課だから、福田さんに聞いてもあれかもしれないですけど、打ち合わせ記録だと、無許可開発地域について、「現状からすると、雨水排水対策を行わないと、問題を生じる可能性があるので、宅造法第15条・第18条によって、何らかの対策を求めていく」となってるんですが、これはその後どうなったのかということです。

○福田土地対策課長

今この時点で皆さんにお配りしていないんですが、新しく公表したばかりの文書で、記者の方がずっと黒い屋根の家についての文書の公表をという話をされていて、今、D244で載せています。その中に書いてあるんですが、18条の報告を求めています。

○内藤総務局長

はい。

○福田土地対策課長

そこまでやっている、というのはそれで分かりますけど。それ以上のことはちょっと分からない状況です。

○内藤総務局長

報告の内容も分かるんですか。

○福田土地対策課長

分からない。

○内藤総務局長

報告を求めたっていうところが分かるだけで。

○福田土地対策課長

報告を求めたっていうところが分かるだけです。

○内藤総務局長

この間、雨水排水対策を行わないと問題が生じる可能性があると言っていて、それがどうだったかということもすごく気になるんですが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そもそも家が建っていること自体が、どうですか、あり得るんですかね。

○望月盛土対策課長

あり得ると思う。

○内藤総務局長

この辺も土木の人にヒアリングするときに一緒に聞いてみるしかないのかな。

○福田土地対策課長

そうですね。これは建築の関係なんで。

○内藤総務局長

都市計じゃないのか。土木に建築課みたいのはあるんですか。

○福田土地対策課長

当時、熱海土木は建築住宅課と都市計画課があって、権限移譲の年(平成18年度)に二つ合体して都市計画課になりました。当時の建築住宅課の職員に聞けば分かると思います。

○内藤総務局長

分かりました。■■■、■■■、■■■さんのあたりですね。

はい。以上です。私は。次は清水さん。

○清水総務局参事

ちょっと分量が多いもので、確認させていただきたい内容のところを抜粋して聞いてもいいですか。基本的に12ページはこのように書いたらどうでしょうか、という内容なので。今ははしらせていただきます。

○内藤総務局長

そういう所については、また(福田)課長の方で見ていただいていた方がいいでしょうか。

○福田土地対策課長

そうですね。はい。

○清水総務局参事

D025の別添写真があれば見たいなと思ったんですが。

○福田土地対策課長

別添、公函写しとか、別添写真と書いてありますが、全部別添がないんですよ。

○清水総務局参事

ないんですね。じゃあこD27も同じですかね、写真参照とありますが。

○福田土地対策課長

D27は確かにここに書いてある通り⑤区域の関係です。

○清水総務局参事

あとD37の記載を見ていくと、無許可開発地の関係で、貴方にはやらせられないけど、別の人だったらやれる可能性があるようなことを言っていて、⑤区域についても同じようなことを言っているんですが、何でそんな言い方をするのかと思ひまして。通常考え

れば、何か無許可でやった人に対しては、是正措置をさせて、是正が終われば、この後はちゃんと許可申請なりして、ちゃんとやるようにと言ってやらせるのが普通かなと思うんですが、(本件については)そんな感じじゃないので、許可基準の中に「信用」というものがある一面かなと思いつつ、ただ、1ストライクでアウトのような扱いになっているので、通常はそういう扱いはしないのかなと思っていたので違和感があるんですが。これはやはり事業者に対して厳しく当たるという方針だったからということなんですかね。

○福田土地対策課長

一番やってはいけない無許可開発をやっていたというのが、他の法律なんかでもそうだと思いますけど、無許可をやるというのが一番重罪です。ですから一番信用を失っている状況ということで、おそらく全国的な取り扱いで見てもきっと都市計画法に関してはこういうやり方をしたいと思います。

○清水総務局参事

一方で森林法とかは、是正措置として、森林に復帰させた後に、改めて、申請させてやらせたりとかしているじゃないですか。それが通常だとは思いますが、都計法のこの開発許可の関係については、「もうあなた方にはやらせられない」とはっきり言っている感じがあったので。そこはだから、今言ったみたいな無許可で開発しているような業者なので、訴えられても勝てるという後ろ立てのもとにやってるっていう。なので、ちょっと言葉が適正じゃないですけど、ルールを守らなかった業者に対しては、毅然とした態度で臨むっていう姿勢でやっていたと、その表れだと捉えればいいですか。

○福田土地対策課長

■■■■■に関してこの前■■■■■さんに会ったときにその辺聞いたんですけど、かなり早い段階で、もうこの業者は駄目だと見切りをつけていたようなところがある。

○清水総務局参事

よっぽど何かあったということですね。

○福田土地対策課長

開発行為をできるだけの能力を全くこの業者は持ってないという見切りをつけていて、だからもう■■■■■をとにかく排除しようというということでした。

○清水総務局参事

やはりそこで、もうこの人たちにやらせたら、良くないことが起きるからっていうことで。

○福田土地対策課長

そう。そこまでは良かったんだけど、その後また同様の業者が入ってしまったので。

○清水総務局参事

分かりました。

○杉本砂防課長

会社の見極めなんだよな。

○福田土地対策課長

そうですね。

○清水総務局参事

次はD55ですが、1ポツ目の前段は気にしないでください。これはいいです。後段は宅造法の命令と、都計法の命令の手続きの関係です。

○福田土地対策課長

そうですね。宅造は宅造の考えでやっていたみたいですね。

○清水総務局参事

普通に考えると宅造法と都計法で同じ地域で、同じ業者に対してそれぞれ許可を出しているのであれば、歩調を合わせて、命令するならばという形で調整するのかなと思うんですが。命令のタイミングがずれていることについて、どういう理由があるのかというのが気になったので。

○福田土地対策課長

どこかの文書に宅造はこういう考え方でやっていると書いてあった記憶があるんだけど、ここでぱっと出てこない。

○清水総務局参事

情報を共有したけど、(手続きのタイミング的には)別々になったという感じですか。

○福田土地対策課長

都計法の方でこういう指導してる、こういう処分したという文書を、当時の建築安全推進に送っていました。情報共有はしたけれども、宅造は宅造でまた別の判断でした。

○清水総務局参事

そのような判断をしたと。分かりました。2ポツ目は先ほどされていたことと同じです。

○杉本砂防課長

D55ってあるんですね。ここ抜けちゃってるんで。

○福田土地対策課長

この前追加で渡した文書です。初日に配っています。D27とD55を。

○杉本砂防課長

了解です。

○福田土地対策課長

お手元にはお渡ししてるのでどこかに。

○杉本砂防課長

ありました。

○清水総務局参事

D55の3ポツ目は、廃棄物処理法による対応についての資料を見れば分かるのかもしれないんですが、廃棄物が放置されているともとれる状況を把握した形になると思うんですが、東部健福に情報が共有されたのか、というところが分からなかったの。

○福田土地対策課長

ちょっとその記録は書かれてないですね。またちょっと調べておきます。これは。

○清水総務局参事

次に、D65です。望月課長の意見では、ただ単に排水施設の計算が書いてあるだけだと書いてあったんで、適正なものではないのかなという印象を持ったんですが。排水施設の設計や施設の配置が適正な内容なのかというのは、承認してるから、適正ではあるんだと思いますが、技術の方に見ていただいてこれは間違いないよということが確認できればいいだけなんです。ちょっと自分の目ではこれを見ても、何のことだか分からないというのが正直なところなものですから。ただこの防災工事承認申請書に付いている流域図だけを見ると、どこに何を置くってみたいなのが別に載ってるわけでもないし。

○内藤総務局長

設計図みたいなのはないんですね。そういうのを見ないで分かるんですか。この計算みたいなのを見れば。

○福田土地対策課長

本当に必要最低限、沈砂池を作らせるというだけの内容です。

○片山廃棄物リサイクル課長

この流域図のここの中にズバリ⑤区域が入るんですね。イメージとして。

○清水総務局参事

ちょっと位置関係があまりよく分からないですね。

○内藤総務局長

この例えば、沈砂池をどこに造るのかというのも図を見てもよく分からないですね。

○望月盛土対策課長

ちょっと思い出せないんだけど、A・B工区(⑤区域)、C・D工区(④区域)と開発行為の区域がどんどん広がっていくけど、その時に、排水計画ってその度に変えなきゃいけない。元々、A・B工区、C・D工区とすべて開発することを前提にして、排水計画を作っていて、今年はA工区のところを作りますだったら、排水施設の断面は確定してるんだけど、今回アメーバ式に増えてるから、当然その増えるたびに、(排水施設の)断面が広がってますよ。で、全て放流先が鳴沢川だから、所定の断面が確保されているから検討していないんだよ多分。調整池は本来は作らなきゃいけないんだけど、調整池は一切作らていない。その理由というのは、下流放流先が、断面を確保されてるからという言い方をしてるんだけど、そもそもそこへ行く前の側溝の断面が広がっていない。

だからそこからあふれて、記者の方が言っている、源頭部の崩壊した所に流れ込んでるんじゃないかという。でもこれだと分からないし、高さ関係、調整池とかを作るとき高さがやっぱり重要なんだけど、高さが一切載ってない。

○清水総務局参事

載ってない。

○望月盛土対策課長

載ってない。図面もない。

○内藤総務局長

そうだとすると、これを認めたっていうのが良かったのかっていうことになる。

○望月盛土対策課長

本来は(この書類では)チェックしようがない。

○清水総務局参事

(チェックするために必要な情報が)足りないってことですよ。

○望月盛土対策課長

で、防災対策をとりなさいという行政指導があるんですが、それで実際にどういうものを作っているのか。沈砂池を作りなさいって思ってるんだけど、確かに廃棄物の方にはあるんだよ作った絵が。写真が。だけどそれって、水があそこに入るのかな。高いとこ

ろ作っちゃってるんだよ。実際水が入らないんじゃないのかなと。そこまでチェックしていないんじゃないのかなと。

○清水総務局参事

それは結構大事な話ですね。

○内藤総務局長

なかなか大事な話ですね。そこはちょっと検証しないとイケないですね。

○杉本砂防課長

D65というのは、今、家が立っている④、⑤の区域の開発計画の時の鳴沢川を埋めてるじゃないですか。そのときの、流量計算か何かのときの資料になってくるって言うこと、これ。

○望月盛土対策課長

C工区(無許可開発区域)を勝手に掘削して(⑤区域に)入れちゃったんだよね。で、C(無許可開発区域)を掘削すると、当然A・B工区に影響するので、そのために事前に調整池とか沈砂池を作りなさいというのはこれじゃないかな。仮の調整池、仮の沈砂池を作るといふ。そうすると流域を計算するとその上側の所なので。そうすると、そんなに計算上問題は無いんだらうと思うんだけど。

○杉本砂防課長

それか、ここの埋めたところの、排水計画、ボックスカルバートか何かが入ってるんじゃない、この中に。その計画の一つというわけでもないんだ。これ。防災計画のと何が違うのか。どこにどういうふうにしたのか分からないよね。

○福田土地対策課長

これは、元々、宅造の計画のためというわけではなくて、あくまでも防災工事、措置命令を解除するため、土砂が流出しないようにするための工事の計画です。

○片山廃棄物リサイクル課長

これ一番下を見ると、既開発区域と違って1ヘクタールとか出てるから、一番下あたりが⑤の宅造の区域なんですか。

○望月盛土対策課長

A、B工区と分かれているから、一番の下の方じゃないか。

○大川井森林保全課長

道の線形が何となくここにあるかなって。

○片山廃棄物リサイクル課長

こういう感じなのかな。

○杉本砂防課長

これがね。出口がないじゃん。そんな出口が。

○大川井森林保全課長

絵がないから分からないですよ。

○杉本砂防課長

絵もないから分からない。

○内藤総務局長

これを承認したのがD66ということですか。

○一同

そうでしょうね。

○内藤総務局長

これはじゃあ何をもって承認したのか。

○清水総務局参事

そうですね。13 ページの D66 のところに書きましたが、どこをどう評価して(防災工事を)承認しているのかが分からないですね。

○内藤総務局長

それも■■■さんに聞くんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

■■■さんが担当で、でもこれ本庁に上がってきた文書なんですよ。

○清水総務局参事

■■■さんに聞けば分かるということですかね。

○福田土地対策課長

■■■さんは事務屋だからちょっと分からないんじゃないかな。

○片山廃棄物リサイクル課長

提出されたので、承認する旨、報告があったと。

○内藤総務局長

供覧ですか。やっぱり土木なんですね。

○福田土地対策課長

もちろんこれ、熱海土木ですよ。受理したのが。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうですね。熱海土木の(承認を)出しますという決裁文書がないんですかね。

○望月盛土対策課長

申請してるけど受理したって書いてあるよ。D65 って申請ですよ。

○清水総務局参事

でもこのD81の担当控えの裏面に、9月5日に「防災工事を承認」と書いてある。承認してるということはもう受理してるってこと。

○望月盛土対策課長

でもこれに基づいてじゃないでしょ。これ以降にまた色々キャッチボールがあるんじゃない。県庁は一切認められないと言いながら、最後は認めるという話になっちゃうと思うので。

○内藤総務局長

9月5日承認。それもこのD66 なんじゃないですか。条件を付して承認します。日付は入っていないけど。

○福田土地対策課長

D67 があるので。

○内藤総務局長

これは9月5日か。これが本物なんですね。

○福田土地対策課長

恐らく D66 と D67 が同じ文書。

○清水総務局参事

審査に1か月かかったってことは。

○片山廃棄物リサイクル課長

ちゃんと審査してるってことだよ、きっと。

○内藤総務局長

色々な条件をつけなきゃいけなかったからですか。

○杉本砂防課長

防災工事の内容は確認したんだ。

○内藤総務局長

ただ条件というのも、所有地のみとすることとか、着手届を提出すること、完了届を提出し検査を受けること。

○清水総務局参事

つまりこれは全部熱海土木で出しているということになりますよね。

○内藤総務局長

条件はいいんですけど、この排水施設の設計が適正だとかそういう判断をしたということですよ、これで。

○杉本砂防課長

そうですね。

○清水総務局参事

そうですね。この9月5日付けでしたけど、何をどう判断したのかというのは全く分からないので。

○片山廃棄物リサイクル課長

資料もないですよ、これについてないので。

○杉本砂防課長

一般的に出てきた資料についてチェックして問題ないということだと思うんですけどね。

○望月盛土対策課長

D67はあくまでも計画書を作りなさいということだよ。それから計画書とか具体的に設計書が出てくるんじゃない。

○清水総務局参事

防災工事承認申請について下記の条件を付して承認しますと書いてあるから、工事を承認してますね、これ。

- 福田土地対策課長
防災工事の承認をしたんですよね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
承認を受けた後に施工すること。だけどその下に書いてある承認に付す条件。承認してるのか。
- 一同
承認してるんだと思う。
- 片山廃棄物リサイクル課長
工事計画書を土木へ提出し、承認を受けた後に、施工しろ5お。この後に出てきてるんですかね。
- 清水総務局参事
よく分からないけど、防災工事の計画書っていうのは、どういうものなんですかね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
そう。承認はしたよ。じゃあ着手する前に計画書を出せと言ったんですかね。
- 福田土地対策課長
これ、でも、他社の所有地のこと言っているんですかね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
他社の所有地については速やかに同意をとる。
- 福田土地対策課長
自己所有地のみであればこれは関わってこない。
- 片山廃棄物リサイクル課長
他社の所有地か。
- 清水総務局参事
ここって■■■■の所有地だったんですか。■■■■じゃないないんですか。
- 福田土地対策課長
違います。■■■■の方です。この段階では■■■■です。

○内藤総務局長

ここで、いろいろ着手届を出せとか、検査を受けろとかいろいろ書いてますけど、そのやった形跡はもう全くないですよ。一気にさっきの D81 に飛んじゃうと。

○福田土地対策課長

D81 自体がもうだいたいメモでしかないんだと思います。

○内藤総務局長

そうですね。当時、完了届受理が 17 年 6 月 14 日。

○清水総務局参事

晴れて開発許可申請まで出して、許可を得た上でやり始めたっていう。ごめんなさい。承継か。

○福田土地対策課長

この D81 の内容には、⑤区域と④区域が混じってます。

○内藤総務局長

17 年 8 月、地位の承継って。

○福田土地対策課長

これは⑤区域の関係で、④区域については、④区域と⑤区域と同時にやったものでしか拾えないんです。

○清水総務局参事

命令解除のとこだけしか関係してないですか。

○福田土地対策課長

だからここで分かるのは、防災工事の承認ぐらいです。

○内藤総務局長

承認 9 月 5 日。さっきのですね。その下に書いてある防災工事完了届というのは、同じ防災工事のことですよ。

○福田土地対策課長

ええ。おそらく。こちらからこれとこれは④区域も入ってる。④区域の関係はあと 17 年 6 月 20 日の無許可造成地命令解除。

○内藤総務局長

じゃあ、完了届をもらって検査をして適正だったということか。それは全く記録がないので分からないですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこで無許可造成地域の命令解除した人も分からないですね。

○清水総務局参事

そのあたりというのはやはり当時の方に確認するしかない。

○福田土地対策課長

そう。それしか手がない。公文書が残っていない。

○内藤総務局長

まあ。じゃあ次行きますか。

○清水総務局参事

D81 は、2ポツ目、住宅(別荘)とありますが、これは黒い家のことでいいんですね。

○福田土地対策課長

そうです。

○清水総務局参事

次は5ページの(2)の(イ)の2ポツ目で、県が保有している公文書について、「市に引き継いだ可能性」とあるんですが、引き継いだなら引き継いだと書いた方がいいのではないかということ。

○福田土地対策課長

そうですね。この段階だとちょっと分からなかったのでもう分かっていますからね。

○清水総務局参事

あとは「市にも存在していない」というところについて、県から引き継いでいないからなのか、それとも引き継いだ上で市で廃棄したのかということが分かればそれもちやんと明記した方がいいのではないかということです。ただ、ここについては、先ほどいろいろ話が出たので、そのあたりを踏まえて、書きぶりを調整することになると思います。

○福田土地対策課長

了解です。

○杉本砂防課長

事実関係だけをしっかりと書くということでしょ。推定は書かないということでしょ。

○清水総務局参事

そうです。次は 14 ページの一番上です。確認する事項ではないんですが、市に権限移譲した後、助言などをした事実はないとなっているんですが、過去の公文書を見ていくと、市から一緒に現地確認に行ってもらいたいとの依頼のようなものがされて、この④区域も含めて、熱海の別の箇所も見ているんですが、伊豆山の箇所も一緒に現地確認している経緯があるので、そういう意味では市に対して、ちゃんと支援をしていたということで、そういったところも事実関係に入れてもいいのではないかと思ったので、ちょっと触れさせていただきました。

④区域から外れる話になってしまうんですが、④区域の関係の文書を見ていくとどうしても⑤区域のことが目に入ってきて、ちょっと気になる場所があったので、ここに合わせて書いています。まず、⑤区域関係と書いてある所の一番上なんですが、⑤区域の現地を見に行った時に、④区域の無許可開発を発見したような形になっているんですが、これも先ほど触れたんですが、⑤区域については 14 年の 12 月に開発行為の許可がされていて、その約 1 か月後の 2 月 7 日に現地確認してるんですけども、このわずか 1 か月後に現地確認に赴いた理由としてどんなことがあったのかと思ひまして。

○福田土地対策課長

これまた正確に確認しますが、この前■■■さんに聞いたときには、この直前に宅地販売の折り込み広告が入ってたらしいです。それを見たところ、その中に④区域でどうやら宅造しているらしいというのが分かったみたいで、それで見に行ったらしいです。

○清水総務局参事

何かやってるとということがそこで分かったということですね。分かりました。

○福田土地対策課長

またちょっと確認しますね。おそらく■■■、■■■ペアで話を教えてくれるでしょうから。

○清水総務局参事

分かりました。その下の段に書いてあることの意味は、2月7日の現地調査の際の写真を見ると、⑤区域については、かなり工事が進んでいるように見えるんですが、開発許可から1か月しか経ってないのに、そこまで工事が進むものなのかというところがあって、開発行為の許可の前から工事が進められていたのではないかという疑問を持ったので、そのように書いたものです。

○福田土地対策課長

私もそう思います。

○清水総務局参事

これについては、当時の方に聞いて事実が分かれば、そのあたりも記載した方が良いと思います。次のポツはOKです。さっき片付いたので。次のは希望というか、宅造法と都市計画法の許可の関係がちょっとよく分からないので、教えていただけたらと思います。

その次は、先ほどの防災工事の計画書と同じ並びになると思うので、これも当時の方に聞かないと分からないと思いますので、そちらの方にということで。

⑤区域について、非常に気になってるのがこの2つ目のポツです。公文書を読んでいくと、やはり工事はしているんですが、施工不良が疑われるような状況があって、許可した時に付した条件で、施工時の写真を撮ることになっているので、その写真を見せて欲しいとか、ちゃんと工事していることを確認したいという状況があるんですが、必要な写真を撮っていないため、事業者がちゃんと工事していることを証明できない状態になっていて、県の方としては、場合によっては一から工事やらないやり直さなきゃいけない状況なのではないか、との懸念も持っていたように見受けられるんですが、この施工不良の問題がどのように解決されて、⑤区域の宅地造成の工事がその後どのようにされて、完成されたのかというところも確認しないといけないのかもしれないような気がしています。⑤区域の話ではあるんですが、公文書を見ていくと、どうしても気になってしまって、このことをどう取り扱うのかというところはあるんですが。

○福田土地対策課長

調べるのは調べるとして、それをどうするかですけど。

○清水総務局参事

なので、④区域について当時の行政対応が妥当だったかどうかというところが、特別委員会から提起された論点なので、実際にそこを検証していく過程で、④区域と⑤区域は兄弟みたいな感じのように見えるので、気になる対応があるのであれば気付いた以上は確認していかないといけないのかなと、私個人的にはそう思う部分があるので、この場で話をして、この委員会の中での判断をいただけたらなと思っています。

○福田土地対策課長

そうですね、結局そうなるんですよね。

○清水総務局参事

今回の検証に当たり、確認している公文書については、そもそも(既に県のホームページで)公開されているので、その内容も見れば分かるような状態だと思うので、そうしたときになんでそこを確認しなかったんだ、と思われる方もいらっしゃるかもしれないので、とすると、気付いたんだったら確認した方がいいと、個人的には思っているので、また御相談をさせていただけたらと思います。

○福田土地対策課長

はい。分かりました。

○清水総務局参事

この最後の E021 というのは、⑤区域について、13 年の 8 月に宅造の許可があって、その後後追いで 14 年の 12 月に、開発行為の許可がされています。なので、通常タイムラグがあるものなのか、それとも、本件については特別なのかということがちょっと分からないので、このあたりの状況を今じゃなくていいのですが、分かれば教えていただけたらと思います。以上です。

○福田土地対策課長

分かりました。

○内藤総務局長

いいですかね。続きをお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

はい。私は二つ気になってるところがあって、D001 の文書からいったところですが、これでいくと今後の対応というところがあって、この中で「法 80 条の 1 に基づいて工事の施工状況等について報告を文書で求めます」と言っているので、この通知は、この全体を含んで先方に出されたのか、というところなんです。

○福田土地対策課長

これは⑤区域の方の話ですよ。④区域じゃなくて。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうです。

○福田土地対策課長

発出されてます。

○片山廃棄物リサイクル課長

発出されてるんですよ。それでガラス瓶とかというような話というのは、これもその中に含まれて出してるんですかね。これについての報告をしろと。

○福田土地対策課長

ちょっと確認します。

○片山廃棄物リサイクル課長

そこが分かればいいのかと思って。それであとは無許可のところをいろいろ情報が分かればなと思ったので、今までもいろいろ出てきてる谷状になった倒木、これが場所を特定できればという、さっきどこかで出てきたのと同じです。

○福田土地対策課長

はい。

○内藤総務局長

そこはいいですか。よろしいですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

無許可のところの情報がないんですよ、全く。

○福田土地対策課長

そうなんですよ。

○内藤総務局長

それもヒアリングで。次は、4 ページのことですね。

○大川井森林保全課長

はい。これも、今まで出てきた話があったりするので、ヒアリング等で確認できればいいですが、2006年の4月に県から市に権限移譲したときの話で、市への引き継ぎが適切だったのか、それに付随した話で、権限移譲してから10日ぐらいで市は許可してるので、なかなか10日で、林地開発許可等でも10日で許可というのはなかなかできなくて、すごく短いと思うので。

○福田土地対策課長

■■■■さんから伺っています。

○望月盛土対策課長

市のまち作り計画を作っている。

○福田土地対策課長

まちづくり条例の関係で半年以上前から審査してきています。

○大川井森林保全課長

事前にやっていたということなんですよ。分かりました。あと、下の4ページの方は、2003年9月から2005年6月まで空白期間があるので、ここは何かヒアリング等で

間が埋まればいいなど。

○内藤総務局長

そうですね。一番下の(1)、これは杉本さんですか。

○杉本砂防課長

ごめんなさい。これは追って確認します。

○内藤総務局長

15 ページの方は。

○杉本砂防課長

これは先ほどお話があったように、ここに1年9か月かかっているということなので、この間何していたのというところで。検査を行ったのかというところ。3月17日もそうですが、開発許可申請書を熱海土木としての申請内容のチェックは行っているのかというところですね。それを受けて、4月11日に宅造許可を出していて、1か月でもう許可を出していますね。これって通常と比べて。これさっきの話と同じですね。5月29日は、防災工事計画書の提出を求める通知を実際に出したのかどうかという言う話です。さっき出した話と同じですね、D66とD67の関係ですね。

○福田土地対策課長

はい。

○杉本砂防課長

(2)(ア)は、結局この無許可開発の着手の把握というのが、いつから開発行為が行われていたのかは結局分からないということですね。で、現地調査で初めて確認したと言うことだったのですが、じゃあいつから開発していたのかは分からないってことですよ。

○福田土地対策課長

正確には分かりません。

○杉本砂防課長

その次のところはさっき話があったので、これはいいです。

○内藤総務局長

よろしいですか。引き続いて4番の所管法令に基づく手続等についての考察に関して、一つ目の箱は。

○清水総務局参事

これは私です。措置命令を行ったところまでは、④区域も⑤区域も妥当な対応だったと思うんですが、事業者がどう対応をしたとか、先ほどの防災工事の承認の關係に尽きるんですが、その対応がちゃんとやられたのかというところが見えてこない、なかなか考察はしづらくなっていうところを意見として書きました。なのでヒアリングは絶対にやらなきゃいけないと。

○内藤総務局長

そうですね。はい。次は。

○望月盛土対策課長

論点の1の追加ですけれども、考え方とか最終的な結論をどうやって持っていくかという時に、今まで文書を見ていて、非常に情報が少ないというか。これで最終的に再検証をしたと言い切れない、逆にちょっと中途半端な格好になってしまったということで、最終的には公文書のあり方、ファイルをどうやって持っていくかとか、改善というか、そういう方向でもっていければいいんじゃないかなと。マイクロフィルムにするとか、そういうのもあるし、全体計画だけはマイクロフィルムにするとかのやりかたもあるので、これだけの情報がこれだけ残ってること自体奇跡なんだけど、一般的に5年ぐらいで廃棄しちゃうけど。ペーパーだったらそれでいいけど、電子化になっているので簡単にできるんじゃないかなと。委員会開いていますよね。そういう中で議論していただければと思います。

あと、論点2の追加のところですが、今まで議論していて、色々粗雑な現場があって、その現場を作った悪質な業者がいて、そこで資力とか信頼はないよという言い方をしている、けどまた復帰しちゃうというか、新たな次の開発になってるとか、それが続いて今度は源頭部の残土処理の方をやっているとか、あとはP盛土の方に土がまたいっちゃってるとか、色々な所に波及しちゃうっていうのが現実。なので、本来はA工区、B工区で止めていれば、それ以上買収も入ってなくて、買収が入らなければ当然開発意欲もなくなるから、これだけの被害なかったらという話になると思うんですね。で、結論的には、今回は最初の対応に力を注いで、何らかの措置をしていればこれだけの被害はなかったというような締めでもいいんじゃないかと思うんですね。その時に、年度の途中で、形が変わったとか、今回書類が不備でなかったというのがあって、追求がそれ以上できませんという結論もいいかもしれないなというところで載せています。

あと論点2の追加のところですが、これは倒木ですよ。これずっと記者の方が追求してるのは、倒木が入って、そこに盛土されて、そこが崩壊し、大きな被害が出たと。今回、流出事故(土石流)って何回か分かれて、7回か8回ぐらい分かれて流出しているんだけど、2回目の一番大きいものが原因なんです。そこが一番大きな被害をおこしたと言われてる。いわゆる28人の死亡を起こした原因がここ。だからこの原因究明という話になる。そうすると表流水とか地下水説とかという話になるので、それはまた別に議論するとかね、そういうことをしないと、引っ張られる可能性がある。だから再検証はここは別と言い切った方がいいのかなと思う。あと次のページのD64のところですね。

都市計画は、残土の処理とか、伐採をどうするかという計画書を作らせる、提出させるというのはいないんですね。

○福田土地対策課長
ないですね。

○望月盛土対策課長
林地開発もそうでしたよね。例えば山を切ってその土をどこに持って行くかとか、具体的なことを書かせますか。

○大川井森林保全課長
今は書かせるけど、その当時は、(全てを)書かせてない。

○望月盛土対策課長
そうなんですよ。残土をどこへ持ってくかとかそういうのって一切書くことはないんですよ、都市計画の方は。なので適当に捨てられちゃったっていうのもあるので。あと木の伐採もそうだけどね。伐採をしてもいいよという許可を出して、承認を出すんだけど、それをどこへ持ってくかというのが一切ないんですよ。これはやはり改善の余地があるかなと思ってます。あとは一番最後の6のまとめの所のP6のところですけど、招聘喚問(当時の担当者へのヒアリングのこと)は必要なのかなと思いました。以上です。

○内藤総務局長
論点1、2、3追加というのは、もともとの1、2、3の論点に加えて、論点4、5、6になればいいということでしょうか。

○望月盛土対策課長
加えて改善したほうがいいのか、将来的な発想で入れたということです。

○内藤総務局長
そうですね。次は権限移譲したばかりの市に対して、県は十分な助言ができていたか。

○大川井森林保全課長
上の二つは多分今まで議論してきた中で、改善されてると思うので、権限移譲の話と、あと業者に対する県の対応が妥当だったかということ。三つ目は、特別委員会の提言で、地下水以外の原因を想定した云々、指導の妥当性について問題提起されていて、ここは何か書く必要があるのかと思ったのですが。

○内藤総務局長
これは、要は、地下水説をとるのにそもそも④区域とかあんまり関係ないですね。だ

けど、もしかしたら地下水だけじゃないかもしれないので、④区域の行政対応も検証しなさいというのは特別委員会の提言だったので。

○大川井森林保全課長

何か書く必要があるのか、どうかと思ってですね。

○内藤総務局長

これはまさにその④区域の行政対応を検証するというのが、地下水以外の原因を想定してのことなので、そこを何かどこかに書くとかじゃないと。

○大川井森林保全課長

分かりました。

○杉本砂防課長

続いて、全般のところは、最初の文章は、さっきの後で説明しますという内容と同じなものですから、これはちょっと担当に確認して説明させていただきます。

次に(1)の5行目のところに、この土砂の流出防止計画という言葉があって、あと、防災工事完了届の受理ということがありますが、これというのは、時系列でいうとこの事を言ってるのかと思って書いたんですが。これは先ほどから言っていたところになるんですか。

○福田土地対策課長

そうです。

○杉本砂防課長

6行目のところの防災工事完了届の受理に時間を要した経緯について、可能な範囲でヒアリングを行った方がいいかなということで、これは先ほど出ている話ですね。

○内藤総務局長

はい。それでは5番の源頭部の盛土の造成に係る手続・対応等との比較による考察などについて。最初は。

○清水総務局参事

これは私なんですが、特別委員会の参考人の方から、①区域に④区域で出た残土を何か盛りこぼしているという状況があったとの話があったと思うんですが、それとの絡みで市にこういう経緯があるから、そこも気をつけた方がいいと引継をしていたのかという意味だったかもしれませんが、P(ペンディング)にさせていただきます。

○内藤総務局長

じゃあ次の1ポツ目。

○杉本砂防課長

これももう一人の者(砂防課の担当者)が書いてるんですが、おそらくこの表流水の関係を言っているんですが、例の排水のL字にカクンと曲がっている水路の流下能力の話とかもあって、その辺の確認というのが適正な内容であったという確認をしてますか、というところの話と思いますが、また確認させてください。

○内藤総務局長

では最後のまとめの所について。これは実際はもっと書いていかないといけないとは思いますが、現時点での意見ということで。最初は清水さんですか。

○清水総務局参事

これは意見というか、まだちょっと書けないですというところなんです。防災工事への県の対応とか、市への引き継ぎ状況等がどうだったのかということ踏まえた上で、再発防止の観点で、まとめたらどうかというところなので。

○内藤総務局長

はい。次は、望月さんがさっき言ったのですね。で、次が最後。

○杉本砂防課長

市へ権限移譲がされる前までの県の対応として、さっきも言った防災工事の確認とかやっていたんですかとか、この開発行為の申請の確認を、県としての確認をちゃんとやっていたのかというところが分からなかったんで、ヒアリングで確認を行います。

○内藤総務局長

はい。都市計画法については、ヒアリングをしないとなかなか明らかにならないと思うので、そこ次第かなと思います。一部確認できなかったところがあるので、それについてはまた次回、よろしくお願いします。そういったことを経て、都市計画法についても、次の会議について、第4回、第5回を来週やるんですよ。

○清水総務局参事

そうです。

○内藤総務局長

第6回がいいのかな。第6回の会議までに論点を整理をして、案を作って、そこを6回目の会議の時に、また皆さんに、意見交換をやっていただくということにいたします。

これで本日の予定していた各法令の行政対応に係る事実関係等に関する確認事項

等についての意見交換は終わりました。

次に次第の2、次回の会議についてということで清水参事からさっき言ったとおりで次回は、8月16日、18日もあるということですね。

○清水総務局参事

そうですね。

○内藤総務局長

次第のその他ですが、委員の皆様から御意見、御質問等ありましたらお願いします。

○片山廃棄物リサイクル課長

関係者の人に来てもらうとかは、早めにやる感じなんですよね。

○内藤総務局長

そうですね。それこそ18日とかは無理かな。

○片山廃棄物リサイクル課長

早くやった方が全体像が分かるような気もするので。

○福田土地対策課長

逆にやらないと全然都市計画法は進まないの。

○内藤総務局長

そうですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

その証言を信頼するかどうかというのもありますけどね。

○福田土地対策課長

そうそう。その点がまずあるんですよね。

○内藤総務局長

だから■■■さんとか、みんな集めて一緒にやればと言ったんですけど、逆にこう、一人ひとり呼んでですね、同じ質問をしてという方法も。

○清水総務局参事

行政対応検証委員会(第三者委員会)の時はですね、後者か。一人ずつ呼んでやってたんですよね。

- 内藤総務局長
その方がいいのかもしれないですね。
- 福田土地対策課長
そもそも誰にやるのかという話がね。
- 内藤総務局長
そうですね。じゃあそれは福田課長と清水さんの方で。
- 清水総務局参事
ええ。リストアップのお願いをするしかないなので、またやり方の部分はちょっと。
- 望月盛土対策課長
何を聞くにもよるからね。
- 片山廃棄物リサイクル課長
業者に報告聴取とかする時は、必ず紙でやるじゃないですか。紙で出せって。そうするともうその文書は絶対残るので。その表現で。
- 内藤総務局長
何を聞くかについてはちょっと今ここで議論があったことがメインになるんだと思うんですけど。
- 望月盛土対策課長
というか、もう少し骨格にして自分で調べないと。何が論点なのかとか表面的なことしか分かってないから。
- 清水総務局参事
いずれにしてもヒアリングをやる前にこういう項目、内容でというのを。
- 内藤総務局長
聞く項目、内容について、皆さんに照会してやっていきたい。そういう意味じゃもうちょっと時間をおかないと難しいかな。
- 清水総務局参事
そうですね。なので来週のヒアリングはちょっと厳しいかと。
- 内藤総務局長
じゃあそういうことで進めたいと思います。
それでは遅くまでありがとうございました。本日の委員会を閉会いたします。